

平成16年第1回北信広域連合議会定例会会議録

---

北信広域連合告示 第1号

平成16年2月2日(月) 中野市役所31号・32号会議室に開く。

---

平成16年2月2日(月) 午前10時開議

---

議事日程(第1号)

- 1 開会
- 2 仮議席の指定
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員指名
- 5 会期等の決定
- 6 議案第1号 北信広域連合介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第2号 平成16年度北信広域連合一般会計予算
- 8 議案第3号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算
- 9 議案第4号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 10 議案第5号 平成16年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 11 議案第6号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 12 議案第7号 平成16年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 13 議案第8号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算
- 14 議案第9号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算
- 15 議案第10号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算
- 16 議案第11号 平成16年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
- 17 議案第12号 平成16年度北信広域連合公平委員会特別会計予算
- 18 議案第13号 北信広域連合監査委員の選任の同意について
- 19 議案第14号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意について

---

本日の会議に付した事件 …… 議事日程に同じ

---

出席議員 次のとおり（22名）

1番 勝山泰明 議員	13番 宮崎早人 議員
2番 荻原勉 議員	14番 大塚一夫 議員
3番 高相美智子 議員	15番 小林克彦 議員
4番 丸山惣平 議員	16番 大塚武志 議員
5番 田中昭男 議員	17番 青木豊一 議員
6番 小林洋之 議員	18番 吉岡勝 議員
7番 小島友一 議員	19番 桜沢恒友 議員
8番 赤津安正 議員	20番 上野博文 議員
9番 望月弘幸 議員	21番 浦野良平 議員
10番 中嶋元三 議員	22番 山崎治茂 議員
12番 山崎一郎 議員	23番 湯本一 議員

---

欠席議員 次のとおり（1名）

11番 高木尚史 議員

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 局長 原 信重	主 査 小野幸司
事務局次長補佐 海野昇正	主任主事 西田幸一
保険福祉係長 宮崎均	

---

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長 綿貫隆夫	幹 事 岩本敏男
副広域連合長 木内正勝	幹 事 芳川憲夫
副広域連合長 中山茂樹	幹 事 河野勇治
副広域連合長 柳澤萬壽雄	幹 事 藤田忠良
副広域連合長 高橋善造	幹 事 桑原富平
副広域連合長 清野眞木生	事務局次長 月岡保男
副広域連合長 高橋彦芳	望岳荘施設長 小林美弥子
収 入 役 佐藤善郎	高社寮施設長 池田剛
監査委員 岡本勝	千曲荘施設長 松木隆一
幹 事 西沢弘行	いで湯の里施設長 小林裕正
幹 事 清水侃	菜の花苑施設長 丸山善雄
	ふるさと苑施設長 青木隆雄

---

(開 議) (午前10時07分)

(開会に先立ち、原信重事務局長が、本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

## 1 開 会

**議長(小林洋之君)** ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

この際、日程に入る前に、報告事項を申し上げます。

野沢温泉村議会選出の内田克己議員から辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定に基づき、辞職を許可いたしましたので、報告いたします。

なお、ここで新しく広域連合議員に選出された方をご紹介します。宮崎早人議員、であります。

これより、平成16年第1回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります、議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承お願いいたします。

---

## 2 仮議席の指定

**議長(小林洋之君)** 日程2 この際、議事の進行上、新しく議員になられました議員について、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただ今着席の議席を指定いたします。

---

**議長(小林洋之君)** ここで、広域連合長からあいさつがあります。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 本日ここに、平成16年第1回 北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

先ず、ご報告を申し上げます。昨年12月16日付で、前中野市助役村木照忠氏が辞任をされました。これに伴い、本連合の助役が、現在欠員となっておりますので、よろしく願いをいたします。

さてこの冬は、昨年12月19日から21日にかけて大雪に見舞われ、中野市等においては、ぶどうハウスの倒壊等をはじめ、農業関係では大きな被害が出ており、被害にあわれた皆様方には、心よりお見舞いを申し上げます。1日も早い復旧と、今後の営農に支障の出ないことをお祈り申し上げます。また、今後の降雪にも十分な予防対策をお願いし、影響を最小限にとどめていただきますよう、期待をしております。

さて、当地域で進められております大型事業のうち、北陸新幹線については、広域圏の入り口にあたる中野市と豊野町に架かる第4千曲川橋梁の下部工発注もされ、また、中野地籍の明かり部分の上部工工事

も、日に日に、目に見えて進んでおります。また、上信越自動車道の信州中野インター・豊田飯山インター間の4車線化工事についても、1月21日に締結式も行われ、「北千曲川橋」の上部工工事も完了し、既に完了している「上今井トンネル」、「替佐橋」などの舗装工事などを残すのみとなり、道路公団では、2年以内の供用開始を目指して頑張らせていただいているところであります。

第2期の新たな時代の幕開けが予感されます。

次に、経済情勢についてですが、国がまとめた1月の月例経済報告では、景気について「設備投資と輸出に支えられ、着実に回復している」と、2001年1月以来3年ぶりに、「回復」の表現を用いて基調判断を示しました。昨年12月の「持ち直し」から、「回復」へ格上げした上で、「着実に」との持続感も付け加えております。また、財務省長野財務事務所は、1月27日県内の経済情勢報告をまとめました。これによると、総合判断では、「景気は依然厳しい状況が続いているものの、一部に持ち直しの動きがみられる」とし、「おおむね横ばい」だった前回の10月からの上方修正をいたしました。景気の回復感も、中央から地方へとようやく感じ取れるようになってきております。

さて、管内の市町村合併については、大きな動きがございました。岳南地域では、山ノ内町が、住民投票結果に基づき任意合併協議会離脱を決定し、昨年11月18日、中野市・山ノ内町・豊田村任意合併協議会が、解散をいたしました。また、同日付で、新たに、中野市・豊田村任意合併協議会が発足いたしました。岳北地域では、飯山市、木島平村、野沢温泉村による「合併問題研究会」が、スキー場問題等から、休止状態と聞いております。また、山ノ内町、栄村におきましては、自立に向けた取り組みが進められており、住民の皆さんの大いなる参加のもと、民意の充分に反映された方向性が出ることを期待しております。

北信広域連合の主要事業であります、老人ホームの運営につきましては、平成15年度において介護報酬の引き下げがありましたが、関係の皆さんのご理解によりまして、順調に推移をしております。

平成15年4月に発足いたしました入所検討委員会も、現状に即し、一部要綱等を見直しながら、優先度の高い人からの入所を図っており、結果として入所までの期間短縮、これに伴う稼働率のアップも図れるようになってきております。今後とも、健全経営を基本として、施設利用者のサービスを行っていく所存であります。

ここに来て、猛威をふるっております「インフルエンザ」につきましては、各施設、細心の注意を払い、万全な態勢をとっているところではあります。一施設におきましては、入所者の感染・発症の報告を受けております。現在は、隔離、面会等の制限を行い、終息に向かっておりますが、今後も入所者の健康管理に、十分な対応をしていきたいと考えております。

平成16年度予算につきましては、介護保険制度が施行されてから4年を終え、広域連合としても、運営内容も安定化をしております。従来、施設建設時の起債償還金は、構成市町村の分担金でお願いをしましたが、市町村財政も厳しい折、平成15年度に引き続き16年度も、各施設事業特別会計で負担をするなど、基本的には独立採算が取られる体制づくりを、今後とも継続していきたいと考えております。

細部につきましては、各議案の中でご説明申し上げますが、今後とも健全財政の堅持を図り、施設利用者のサービス向上・北信地域の福祉増進に努めて参る所存であります。

また、平成15年度から平成19年度目標の「第2期介護保険事業支援計画」に基づき、栄村に新設する民設・民営の特養につきましては、社会福祉法人「博悠会」が、長野県、当連合、栄村等と協議をしながら

ら準備を進めており、平成18年6月開所に向け、作業を進めているところであります。今後、地元における説明会等も予定されております。

議員各位におかれましても、格別なご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日提案いたします議案は、条例案1件、予算案11件、人事案2件の、計14案件であります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

---

### 3 議席の指定

議長（小林洋之君） 日程3 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第四条の規定により議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席の番号を、事務局長に朗読させます。

（事務局長、議員氏名と議席番号を朗読）

議長（小林洋之君） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

---

### 4 会議録署名議員の指名

議長（小林洋之君） 日程4 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

16番 大塚武志 議員、17番 青木豊一 議員を指名いたします。

---

### 5 会期等の決定

平成16年第1回北信広域連合議会定例会運営日程（案）

会期：平成16年2月2日（月）～2月6日（金） 5日間

月 日	曜日	時 間	会 議	摘 要
2月2日	月	午前10時	本会議	開会、会期等決定、議案提案説明
3日	火		休 会	議案審査のため
4日	水		”	”
5日	木		”	”
6日	金	午前10時	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会

議長（小林洋之君） 日程5 会期等の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、お手元に配布いたしました、平成16年第1回北信広域連合議会定例会、運営日程（案）のとおり決するにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小林洋之君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程（案）のとおりと決しました。

なお、監査委員から報告のありました、例月出納検査及び定期監査の結果をお手元に配布いたしてありますのでご了承願います。

---

**議長（小林洋之君）** 議事に入る前に、以降議案の「北信広域連合」の部分については省略をさせていただきますので、ご了承願います。

---

- 6 議案第1号 北信広域連合介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第2号 平成16年度北信広域連合一般会計予算
- 8 議案第3号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算
- 9 議案第4号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 10 議案第5号 平成16年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 11 議案第6号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 12 議案第7号 平成16年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 13 議案第8号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算
- 14 議案第9号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算
- 15 議案第10号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算
- 16 議案第11号 平成16年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
- 17 議案第12号 平成16年度北信広域連合公平委員会特別会計予算

**議長（小林洋之君）** 日程6 議案第1号、介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 議案第1号 北信広域連合介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

なお、「北信広域連合」の部分につきましては、以降省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

本案は、高齢者人口の増加に伴い、今後も増加が予想される認定申請件数に対応するため、さらに介護認定審査会の合議体における審査件数の軽減を図るため、審査会委員の定数を追加し、結果として1合議体を増やすものであります。現在の委員数は、25名であり、これを30名にお願いするものであります。

これに伴い、現在4合議体で行っております審査会を、5合議体に増やし、1合議体あたりの審査件数の軽減を図るものであります。以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

**議長（小林洋之君）** 日程7 議案第2号 平成16年度一般会計予算から、日程17 議案第12号 平成16年度公平委員会特別会計予算までの11議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 議案第2号から議案第12号までの11議案を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第2号 平成16年度北信広域連合一般会計予算について申し上げます。

本案の予算総額は、昨年度より約7千万円ほど増の3億6,850万6千円でございます。

予算の内容について申し上げます。

歳入では、分担金及び負担金が、2億1,211万1千円であります。組織市町村からの経常経費、介護保険、特養の1施設分にかかる起債償還金及び病院群輪番制病院運営補助事業分担金等を計上いたしました。

県支出金では、2,744万8千円を計上いたしました。

内訳は、地域づくり総合支援事業補助金、459万円、救急医療対策費補助金、2,285万8千円であります。

繰入金については、特養4施設の建設時の起債償還分1億1,707万2千円及び主として老人福祉事務に従事する事務局職員の人件費831万7千円を、老人ホームの各特別会計からの繰入金として計上しました。

歳出の主なものでは、総務管理費が8,807万9千円で、この内、職員7人分の人件費のほか、新規事業といたしまして、電子自治体体制整備のための総合行政ネットワークLGWANの構築を図るため、機器及びシステムの整備に746万3千円、広域的観光推進・幹線道路網整備調査研究書に基づき、広域的観光推進を図るため、「道の駅」等への広域案内看板3基の設置費用630万円、拡大事業といたしまして平成15年度も実施いたしました広域観光ホームページを活用したキオスク端末を、「道の駅」等2箇所への設置費用252万円等を計上いたしました。

民生費は、4,761万1千円で、この内、介護認定審査会の審査件数の軽減を図るため、1合議体を増やし委員定数及び審査会数を増やす事に伴い増額となりました。介護認定審査会の運営に1,456万6千円、職員2人分の人件費及び入所判定委員会、入所検討委員会等の運営に1,465万6千円、繰出金として、特別養護老人ホーム望岳荘改築事業に充てたふるさと市町村圏基金への償還金分923万5千円、ふるさと苑会計への交付税バック分915万4千円を計上いたしました。

衛生費では、病院群輪番制病院運営事業補助金3,428万8千円、公債費では、老人ホーム建設に係る起債償還金として1億9,675万6千円を計上いたしました。

次に、議案第3号 平成16年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算について申し上げます。

はじめに、特別養護老人ホームに関しまして、各施設に共通する事項についてご説明いたします。

平成15年度には介護報酬の引き下げがあったものの、各施設とも独立採算性堅持のための経営に努め、各施設とも運営が安定化しております。このため、平成14年度までは、特別養護老人ホームの建設時の起債償還金分を、市町村分担金でお願いして参りましたが、平成15年度から、各特別会計から支出することとし、16年度も継続・実施することといたしました。

なお、菜の花苑事業特別会計については、前年同様、起債借り入れ時の経過もあり、従来どおり市町村分担金でお願いしてございます。

また、主として老人福祉事務に従事する事務局職員の人件費についても引き続き、施設事業特別会計で負担することとし、市町村分担金を軽減いたしました。

施設入所者へのサービス向上についてであります。まず、看護・介護職員の人員配置基準を満たすため、必要な人員を引き続き嘱託として雇用し、より専門性の高い看護・介護に努めたいと考えております。

また、正規職員の夜勤回数の軽減化を図ることによって、入所者の昼間の状態把握をより推進し、サービスの質を高めるため、各施設状況に応じ、嘱託職員の配置増もお願いをしております。

さらに、入所者に快適に生活いただけるように、食事時・入浴時の介助、痴呆性老人の処遇対応等、サービスの維持・向上に努めて参りたいと考えております。

入所者の処遇改善・安全性の確保の面からは、介護用マットの充実、滑り防止式・リクライニング式車椅子への更新、電動ベッド及び低床ベッドへの更新など、千曲荘においては、食堂へのエアコン設置等を予定しております。

平成15年度に情報化の推進、事務の効率化を目的に配備したパソコンを利用し、施設のホームページを開設いたしました。施設の概要、イベント情報、入所者の状況、ショートステイの空き状況等を公開しておりますが、開かれた施設をモットーに、今後もより多くの情報提供に努めて参りたいと考えております。

次に、先ほどのあいさつの中でも触れましたが、入所の必要性が高いと認められる申込者を、優先的に入所させるための、「入所検討委員会」も平成15年4月以降、月一回の割合で開催をして参りました。

この結果、1月14日現在で、順位決定者は334名、うち入所決定者は55名、申し込み取り消し者もあり、現在の順位決定済みの待機者は、255名となっております。今後とも、より実態に即するよう要綱改正等についても心がけ、優先度の高い方からの施設入所が、より図れるよう「入所検討委員会」の運営をしていく予定でありますので、今後ともよろしく申し上げます。

それでは、特別養護老人ホーム 望岳荘 事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、望岳荘の施設利用者90人及び短期入所施設6床分の処遇に係るもので、予算総額は、3億8,547万8千円でございます。

歳入では、主な財源であります、施設利用者負担金として3億7,353万5千円を見込んでおります。歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、3億5,637万7千円であり、施設整備に係る起債償還分及び主として老人福祉事務に従事する事務局職員の人件費相当分の、一般会計繰出金に2,339万9千円、冬期間の施設避難通路確保のための雪除けネットの取付け工事に36万5千円、施設内の環境改善のため脱臭除菌器購入に37万5千円、介護バー・介護用マット等、利用者サービスの改善に係る備品に69万円、人員配置基準の不足及び産休・育休等の代替嘱託職員の報酬などを計上いたしました。

諸支出金では、財政調整基金積立金に2,640万円を計上しております。

次に、議案第4号 平成16年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム高社寮のうち、特別養護老人ホーム利用者70人及び短期入所施設6床分の処遇に係るもので、予算総額は、3億1,524万4千円でございます。歳入では、主な財源であります、施設利用者負担金として、2億9,326万9千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、2億7,112万3千円であり、主として老人福祉事

務に従事する事務局職員の人件費相当分の一般会計繰出金に122万2千円、渡り廊下の窓等取付け工事35万5千円、施設内の環境改善のための脱臭除菌器購入に37万5千円、電動ベッド、折りたたみ滑り防止式車椅子など、利用者サービスの改善に係る備品に235万2千円、人員配置基準の不足及び産休・育休等の代替嘱託職員の報酬などを計上いたしました。

諸支出金では、財政調整基金積立金に2,800万円を計上しております。

次に、議案第5号 平成16年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム高社寮のうち、養護老人ホーム入所者50人の処遇に係るもので、予算総額は、1億1,618万6千円でございます。歳入では、主な財源であります、老人保護措置費負担金として、1億1,285万6千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、1億1,448万6千円であり、主として老人福祉事務に従事する事務局職員の人件費相当分の一般会計繰出金に47万3千円、居室3室のフローリング改修工事に126万円、渡り廊下の窓等取付け工事に23万4千円、エアコン等利用者サービスの改善に係る備品に105万9千円、などを計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に50万円を計上しております。

次に、議案第6号 平成16年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム千曲荘のうち、特別養護老人ホーム利用者60人及び短期入所施設6床分の処遇に係るもので、予算総額は、2億6,000万円でございます。

歳入では、主な財源であります施設利用者負担金として、2億5,038万8千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、2億5,779万9千円であり、施設整備に係る起債償還分及び主として老人福祉事務に従事する事務局職員の人件費相当分の一般会計繰出金に1,726万円、食堂等エアコン設置工事に396万9千円、公共下水道接続に伴う浄化槽解体工事に113万8千円、蒸気ボイラーの老朽化に伴う更新に240万円、介護用マットなど利用者サービスの改善に係る備品に27万6千円、人員配置基準の不足及び産休・育休等の代替嘱託職員の報酬、などを計上いたしました。

諸支出金では、財政調整基金積立金に10万円を計上いたしております。

次に、議案第7号 平成16年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム千曲荘のうち、養護老人ホーム入所者50人の処遇に係るもので、予算総額は、1億1,500万円でございます。

歳入では、主な財源であります、老人保護措置費負担金として、1億1,033万5千円を見込んでおります。歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、1億1,260万円であり、主として老人福祉事務に従事する事務局職員の人件費相当分の一般会計繰出金に47万3千円、調理室エアコン設置工事に59万6千円、公共下水道接続に伴う浄化槽解体工事に86万3千円、居室10室の置替えに33万円、などを計上いたしました。

次に、議案第8号 平成16年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、いで湯の里の施設利用者70人及び短期入所施設10床分の処遇に係るもので、予算総額は、3億2,646万1千円でございます。

歳入では、主な財源であります、施設利用者負担金として3億1,572万1千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、3億1,995万9千円であり、施設整備に係る起債償還分及び主として老人福祉事務に従事する事務局職員の人件費相当分の一般会計繰出金に3,124万3千円、開設後10年が経過し、洗濯脱水機など設備・備品の老朽化に伴う更新に386万4千円、ボイラー・前庭路面改修など設備・備品の老朽化に伴う修繕に124万4千円、また、電動ベッド、リクライニング式車椅子など、利用者サービスの改善に係る備品に182万6千円、施設内の環境改善のための脱臭除菌器購入に37万5千円、人員配置基準の不足及び産休・育休等の代替嘱託職員の報酬などを計上いたしました。

諸支出金では、財政調整基金積立金に200万円を計上しております。

次に、議案第9号 平成16年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、菜の花苑の施設利用者60人及び短期入所施設10床分の処遇に係るもので、予算総額は、2億8,170万2千円でございます。

歳入では、主な財源であります、施設利用者負担金として2億7,045万9千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、2億6,079万9千円であり、主として老人福祉事務に従事する事務局職員の人件費相当分の一般会計繰出金に118万3千円、中庭防鳥ネット取付け工事に38万9千円、施設内の環境改善のための脱臭除菌器購入に37万5千円、人員配置基準の不足及び産休・育休等の代替嘱託職員の報酬、などを計上いたしました。

諸支出金では、財政調整基金積立金に1,800万円を計上しております。

次に、議案第10号 平成16年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、ふるさと苑の施設利用者70人及び短期入所施設5床分の処遇に係るもので、予算総額は、3億1,603万7千円でございます。

歳入では、主な財源であります、施設利用者負担金として2億8,400万9千円を見込んでおり、歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、3億1,293万6千円であり、本年度から元金を含む、施設整備に係る起債償還分及び主として老人福祉事務に従事する事務局職員の人件費相当分の一般会計繰出金に、5,013万7千円、施設内の環境改善のための脱臭除菌器購入に37万5千円、滑り防止式車椅子など利用者サービスの改善に係る備品に72万円、人員配置基準の不足及び産休・育休等の代替嘱託職員の報酬、などを計上いたしました。

諸支出金では、財政調整基金積立金に10万円を計上しております。

次に、議案第11号 平成16年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、予算総額が、1,878万7千円でございます。

歳入では、基金利子799万9千円、特別養護老人ホーム望岳荘建設事業貸付に係る元金返済分の繰入金598万8千円、繰越金480万円を計上いたしました。

歳出では、広域圏振興整備事業費に、1,149万9千円を計上いたしまして、文化の里・スポーツの里づくり事業等のソフト事業を実施するほか、広域広報紙「虹の仲間」の発行を予定いたしております。

なお、文化の里づくり事業では、平成15年度で実施できなかった栄村での事業も繰越計上しております。また、昨年度から始まった、望岳荘建設事業貸付に係る元金の返済に伴う、その積立金598万8千円を計上いたしました。

次に、議案第12号 平成16年度公平委員会特別会計予算について、申し上げます。

本案は、予算総額が、140万円でございます。

歳入では、共同処理する組織市町村等からの分担金115万円、他会計繰入金15万5千円のほか、繰越金を計上いたしました。

歳出では、総務費133万5千円のほか、予備費を計上いたしました。

以上、11議案につきまして、一括ご説明申し上げます。

老人ホームの運営につきましては、快適で、より質の高いサービス提供に努めておりますが、今後とも、職員の接遇・専門研修を実施し、職員の資質向上に努め、施設利用者の処遇向上に努力して参りたいと考えております。

なお、主要事業の概要につきましては、お手元に「主要施策概要説明書」を申し上げますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議をお願いいたします。

---

#### 18 議案第13号 北信広域連合監査委員の選任の同意について

議長（小林洋之君） 日程18 議案第13号 監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 議案第13号 監査委員の選任の同意についてを申し上げます。

本案につきましては、識見を有する者のうちから選任された現委員の岡本勝氏の任期が、来たる4月24日をもちまして満了となります。後任の委員として、前木島平村収入役の金井義信氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

---

#### 19 議案第14号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意について

議長（小林洋之君） 日程19 議案第14号 公平委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 議案第14号 公平委員会委員の選任の同意についてを申し上げます。

本案につきましては、現委員長の中山賢氏の任期が、来たる4月24日をもちまして満了となります。後任の委員として、再度、現公平委員会委員の中山賢氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

**議長（小林洋之君）** 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日は、これにて散会をしたいと思います。ご苦労様でした。

---

（散 会）

（午前10時48分）

平成16年2月6日(金) 午前10時開議

---

議事日程(第2号)

- 1 議案質疑
- 2 一般質問
- 3 討論、採決
- 4 議第1号 北信広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 5 閉会

---

本日の会議に付した事件 …… 議事日程に同じ

---

出席議員 次のとおり(20名)

1番 勝山泰明 議員	12番 山崎一郎 議員
2番 荻原勉 議員	13番 宮崎早人 議員
3番 高相美智子 議員	14番 大塚一夫 議員
4番 丸山惣平 議員	15番 小林克彦 議員
6番 小林洋之 議員	16番 大塚武志 議員
7番 小島友一 議員	17番 青木豊一 議員
8番 赤津安正 議員	18番 吉岡勝 議員
9番 望月弘幸 議員	19番 桜沢恒友 議員
10番 中嶋元三 議員	20番 上野博文 議員
11番 高木尚史 議員	21番 浦野良平 議員

---

欠席議員 次のとおり(3名)

5番 田中昭男 議員	23番 湯本一 議員
22番 山崎治茂 議員	

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局長 原信重	主査 小野幸司
事務局次長補佐 海野昇正	主任主事 西田幸一
保険福祉係長 宮崎均	

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	綿 貫 隆 夫	幹 事	岩 本 敏 男
副広域連合長	木 内 正 勝	幹 事	芳 川 憲 夫
副広域連合長	中 山 茂 樹	幹 事	河 野 勇 治
副広域連合長	柳 澤 萬 壽 雄	幹 事	藤 田 忠 良
副広域連合長	高 橋 善 造	幹 事	桑 原 富 平
副広域連合長	清 野 眞 木 生	事務局次長	月 岡 保 男
副広域連合長	(代)島田茂樹	望岳荘施設長	小 林 美 弥 子
収 入 役	佐 藤 善 郎	高社寮施設長	池 田 剛
監 査 委 員	岡 本 勝	千曲荘施設長	松 木 隆 一
幹 事	西 沢 弘 行	いで湯の里施設長	小 林 裕 正
幹 事	清 水 侃	菜の花苑施設長	丸 山 善 雄
		ふるさと苑施設長	青 木 隆 雄

---

(開 議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、原信重事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

**議長(小林洋之君)** ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

---

## 1 議案質疑

**議長(小林洋之君)** 日程1 議案質疑を行います。

なお、発言に際しましては、質疑についてのみ、願います。

議案第1号 介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について願います。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

**議長(小林洋之君)** 高相議員。

**3番(高相美智子君)** 3番、高相美智子です。今回の中で、1合議体あたりの認定の審査の件数を減らすためというご説明があったわけですが、年間の認定数と、1合議体あたりの件数はどうなっているのかお聞きしたいと思います。また、これに伴って、認定される、かかる時間が短縮されるのかどうか、その辺も合せてお聞きしたいと思います。

**議長(小林洋之君)** 月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** はい、答弁申し上げます。先ず、最初のご質問の、1合議体あたりの審査件数でございます。現在15年度は継続中でございますので、14年度につきましては確定した数値がございまして、そちらで申し上げたいと思います。1合議体あたりの審査件数でございますが、北信広域連合では、1合議体あたり1,140件で、年間のトータルの審査件数でございますが、14年度につきまし

では、4,558件でございます。質問のご趣旨の1合議体あたりの審査件数を減らすためという提案説明でございますが、現在、私どもの北信広域管内を除く、1合議体あたりの審査件数の平均は、全県下でございますけれども783件でございます。従いまして私どものほうの1合議体あたりの審査件数は、1,140件ございまして、率といたしますと県平均に比べて146%になろうかと思えます。そんなことで現在かなり加重的な審査をお願いしている実態が明らかになりました。それから今後、将来に向けて高齢者の数が、高齢化率が増えて参ります。そういう関係もございまして、今回1合議体を増やさせていただきたいというのが提案の趣旨でありますので、よろしくお願いたします。

**議長(小林洋之君)** よろしいですか。はい、高相議員。

**3番(高相美智子君)** 日数の短縮には係らないということによろしいでしょうか。

**議長(小林洋之君)** 月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** はい。1合議体増やすことによりまして個々の合議体の会議の開催件数は特に減るとことはございません。1合議体分が増えますので、その分だけ軽減されるという考え方でございます。

**議長(小林洋之君)** はい、他には、他にありませんか。他にありませんければ次に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

**議長(小林洋之君)** 議案第2号 平成16年度一般会計予算についてをお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

**議長(小林洋之君)** はい、青木議員。

**17番(青木豊一君)** はい。青木ですけれども、1点はですね、主要施策説明書、予算も同じですけども、例えば高社寮、千曲荘の特別養護老人ホームのそれぞれの正規職員数が、高社寮が3人、千曲荘が3人と減少しているわけですけども、特に千曲荘では嘱託職員が増えていないというふうに判断するんですが、その理由と、これで良いのかどうか、その点について1点お伺いしたいと思います。それから、この、施設の整備或いは生活費の中で、いわゆる施設の内容に差異があるというふうに思うわけですけども、例えばどっかの所でデジカメを買って、ふるさと苑ですね、こういうふうな物は、もし全ての施設で必要ならば、当然設置した段階で備品として設けられるべきだと思うんですね。で、デジカメそのものが、例えば入所者が事故等起こして、或いは何かがあったときに、一つの証拠として保存していく上でも非常に大事な問題だというふうに思うんです。こういうふうなことがもう少し、この個々として出て来るのではなくて、全体の整備計画というものをしっかり掌握していくべきだと思うんですけども、その点についてお伺いしたいことが1点。もう一つは従来から、私はあまり言わないんですけども、数年前にもお伺いしたわけですけども、例えば新しく作られた施設には、いわゆる電話ボックスが備えられているわけですが、しかし施設によってはそういった施設がないまま、なかなか設置がされない。こういう問題は今日、人権問題というものが大きな社会問題になっているときに、何故具体化をされないのかどうか、その特別の理由等についてお伺いしたい。以上です。

**議長(小林洋之君)** 今回は質疑を承っておりますので、その点についての答弁をお願いします。

**議長(小林洋之君)** 月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** 具体的な職員数につきましては、また所属する施設の方から申し上げますが、

全体的でございます。施設生活費の中で、例をあげてご質疑なされたわけではありますが、それぞれの施設においては、ただ今例にあげていただきましたカメラ等につきましては、デジカメ或いは従来型のカメラ等々がございますので、必ずしも従来型のカメラ等があって機能している場合は、デジカメは必要ないというようなことで予算要求は出てこなかったというような具体的な事例があるかと思えます。次の趣旨の全体的整備について、ご意見として申されましたけれども、これにつきましては私ども予算の中で、施設利用者の中でそれぞれ内容的に違うことのないよう注意をしているところでございます。それから電話ボックスの関係でございますけれども、現場のそれぞれの施設長の判断によるところがございまして、必ずしも事務局の方で統一してやっているということではございません。正規職員数の関係につきましては、ただ今質疑のございました高社寮と千曲荘の施設長の方から答弁をさせます。

**議長（小林洋之君）** 池田高社寮施設長。

**高社寮施設長（池田剛君）** 高社寮の池田でございます。高社寮につきましては、現在16年度の対応といったしまして、今の3対1という割合があるわけですけれども、高社寮につきましては正職31人、これは特養の関係でございます。それから養護につきましては、正職12人、あとの定数45に対するところの不足分につきましては嘱託職員をもって補充するという考え方でございます。以上でございます。

**議長（小林洋之君）** 松木千曲荘施設長。

**千曲荘施設長（松木隆一君）** 千曲荘の松木でございます。ただ今の質疑についてお答えを申し上げます。特養のほうの正規の職員数は、昨年度に比べて減っているじゃないかというご質疑でございますけれども、実は千曲荘は養護と特養両方あるわけですけれども、調理職員全体で5人いるわけですけれども、一人を特養から養護のほうに振り向けたというのがございます。実態は調理室は5人ですけれども、一人養護のほうへ振り向けたということで一人減。それから3対1の、今高社寮からお話のありました看・介護3対1から見ると2名不足するわけですけれども、その2名につきましては上の嘱託職員4名分に入っております。嘱託職員の関係につきましては、昨年度産休者が2人、産休・育休の職員が2人おりました。今年は一応1人というような事で、こちらのほうの数字も若干変動しているということで、正規の職員が平成16年度は27人ということであります。以上であります。

**議長（小林洋之君）** よろしいですか。はい、青木議員さん。

**17番（青木豊一君）** 今基準にあってから良いという、一言でいうとそういうことであります。従来から有給休暇が本広域圏では少ないということで、昨年一定の改善があったということは本議会でも報告がありました。しかし今お聞きいたしますと、例えば高社寮のほうでいいますと2人正職員が減って、1人が嘱託で補うと、こういう形で処理をされていますし、特養の千曲荘についても、先ほどお答えがあった形で処理されてですね、結果として前年度よりか新年度がサービスの向上ということを盛んに強調されますけれども、入所者に対するサービスの低下は避けがたくなるし、同時にまた、そこで働いている職員の皆さん方の職場環境・条件というものは厳しくなることは明確だというふうに思うんです。そういう点で、今のお話を別な角度からいうと、今まで職員数が多かったんだと、だから減らして基準に合わせるんだと、こういうことにもなるんです。もしこれを実際に実行されたときに、有給休暇の取得状況、或いはまた夜勤の勤務体制等々、職員体制がどのように変わって、15年度と16年度が変化をするのかどうか、このことについてできるだけわかりやすく説明を求めたいというふうに思います。あとまあ、あの議案質疑ですから他のことについては伺いませんけれども、このいうならば新しい施設が電話ボックスを設置する

ということは、当然それは補助対象として必要な施設として国は認めている施設だというふうに判断できるわけです。ですから施設の都合によって、あるかないかという問題ではなくて、従来の施設の時には、人権問題というものがそこまで問題にされなかったのが、今日そういう問題として発展してきていると。ですから私は、高社寮についてお伺いしますけれども、本予算に計上されなかったというその理由と、併せて電話ボックスというものが、いわゆる利用者が利用するという電話ボックスというものが、やはり本人の秘密というものを最大限守らなければならない、そういう危惧が施設にあるかと思うんですけれども、その辺を含めて設置できない理由についてお伺いしたいと思います。

**議長（小林洋之君）** 月岡次長。

**事務局次長（月岡保男君）** はい。全体に関わる問題についてお答えいたします。まず、有休がどれくらいであるかということでございます。参考までに比較をして申し上げたいと思います。現在15年度の途中経過中でございますので、途中のデータになります。14年度の4月から12月までは、介護員の職にあるものでございますが、2.788でございます。15年度、つまり本年度でございますが、この介護員は、4.188ということで、年休取得日数が増えてきております。平成16年度の予算の中におきましては、従前夏休み等も含めまして7日間程度代替職員を雇用するような予算措置を講じてございましたのを10日に増やしました。次に夜勤の体制についてどうかということでございます。これも全体を通してでございますので、まとめてお答えしたいと思います。夜勤の実態につきましては、14年度1ヶ月で4.73回、15年度同期つまり4月から12月までであります。4.19回となっております。平成16年度予算措置につきましては、夜勤の回数を減らすことによって、正職員が昼間の施設利用者の状態をより正確に把握できるという考え方から、嘱託を各施設1名ずつ増やしまして、夜勤を重点的にやっていたような体制を組みたいということで、16年度はただ今申し上げました数値より改善されるものではないかというふうに考えております。次に、電話ボックスの関係につきましては、高社寮の施設長から答弁申し上げます。

**議長（小林洋之君）** 池田施設長。

**高社寮施設長（池田剛君）** 高社寮の池田でございます。ただ今の電話ボックスにつきまして答弁いたします。何年前ですかね、ただ廊下のほうにおいてあったという形の中で、ご指摘をいただきまして、その人の電話をしている姿等を保護するという形の中で、つい立を用意いたしまして、そのような方法で管理をしております。今現在の中におきまして、苦情というものは出ておりません。それから先ほど、特養の正規職員2人減につきましては、嘱託職員2人補充ということで3対1の定数に対するとところの割合は充足しております。以上でございます。

**議長（小林洋之君）** はい、他に。

（「はい」と言う声あり。）

**議長（小林洋之君）** はい、青木議員。

**17番（青木豊一君）** 先ほど次長から全体について、夜勤、年休についてお答えがあったんですが、私がお伺いしているのは、特に2つの施設について実際問題として正職員が減り、まあ今の話では先ほどらいのお答えでは、それを嘱託職員によって実数には差があっても、基本的には今年度と同等という趣旨の発言だったと思うんです。私は、全体と同時に具体的には2つの施設についてこういう減員が生じているわけですから、そこ自身で、確かにこの嘱託職員で補うという方法もあるわけですが、しかし基本的

にはやはりこの正職員を持って充てて行くという事がやはり正常だと思うし、だからこそ、例えば望岳荘でいえば31人でしたか、千曲荘では30人ですね、本年度必要だったと思うんです。まあそういう点で改めてお伺いしたいのは、いわゆる2つの施設で実際問題として夜勤や年休が全体が向上するというお話ですけれども、この2つの施設も同様に向上できる、そういう根拠というものを明確にさせていただきたいということと、もう一つはやはり基本的な問題についてお伺いしたいのですが、施設の人についてですね、正職員を基本的に維持して運営されようとしているのか、今後とも行かれるのか、それとも正職員について、こういう年休とかね、基準さえ整えば嘱託職員化を今後拡大するというお考えでこういう施策をおとりになっておられるのか、この点についてお伺いしたい。

**議長（小林洋之君）** 月岡次長。

**事務局次長（月岡保男君）** ただ今の質疑の中で、意見を求められたわけでございますけれども、今後施設運営を、正職を基本とするか、嘱託化を進めていくのかということでございますが、両方でございます。正職はあくまで正職で基本としてまいります。しかしご承知のとおり、介護報酬は前年におきまして、15年度におきまして、対前年度に比べて4.2%ほど報酬が削減をされております。今後介護報酬は、ふたたびアップされるということは非常に困難であるという判断から予算を編成させていただいております。従いまして正規職員率というものを経営状態に合わせて減らしていかないと施設経営が赤字になってしまう恐れが出てしまうというふうに想定をしております、本年度、16年度につきましてはそのような予算編成をしてございます。以上であります。

**議長（小林洋之君）** はい、青木議員。

**17番（青木豊一君）** 肝心の質疑のところは、2つのところで人が減った結果として、夜勤だとか年休だとか、全体では上がるという答えだったけれども、2つの施設が減ってもそこは保障されるのか、そこのところを質疑している。

**議長（小林洋之君）** 月岡次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 2つの施設も他の施設と同様に、そのような運営が可能なように予算が組まれております。

**議長（小林洋之君）** はい、他には。

（「はい」と言う声あり。）

**議長（小林洋之君）** はい、高相議員。

**3番（高相美智子君）** はい、3番、高相美智子です。三位一体の改革が進められる中で、国は16年度の予算編成をするにあたりまして地方交付税を6.5%、また臨時財政を28.6%カットするという事が報道でされているわけですが、今の各市町村は嵐の中で予算編成をされているところだと思っております。ここ数年、前年度より予算規模が減っているのが各市町村の現状でございますけれども、各市町村経常経費についても例外なく行財政改革が、資料を作ったりまた審議会などで検討されているところであります。広域連合においても、分担金ありきではなく、改革が必要だと思っておりますし、現在されているところだと思っております。で、今回の予算の中で、前年度と比べてこういう見直しをされたというものがあればお聞かせいただきたいと思います。一般会計、また特別会計それぞれに、もしお話を聞かせていただければありがたいと思っております。

**議長（小林洋之君）** 月岡次長。

**事務局次長（月岡保男君）** ただ今のご質疑でございます。広域連合は、ご承知のとおりただ今ご質疑の中にごございましたとおり、市町村分担金が収入のなかの本当に大切な位置を占めているわけでありましたが、これにつきましては、平成15年度におきまして、厳しい地方財政の折から市町村分担金を減らすというようなことから、一つには各施設の建設時に起債を起こしてございます。この起債の償還分については、各施設がそれぞれの経営努力の中から償還をしていくという事を、実施をはじめまして、現在お願いしております平成16年度予算におきましてもこれを継承し、市町村分担金の軽減を図っております。加えまして、施設職員の管理的な経費が事務局内の職員で分担してございます。事務局職員の給料につきましては、市町村分担金によっているわけでございます。これも軽減する必要があるという認識から、施設関係の運営管理面で必要となる人件費分1.5人分につきましては、やはり各施設の会計から繰出金として一般会計のほうへ繰入れをいたしまして、結果その分だけ市町村分担金の減額になっているという内容でございまして、これも平成16年度で継続して行い、今後将来に向けてこのような方針でしていただくということで、正副広域連合長会でご決定をいただいております。最近新設した2施設につきましては、現在利息だけ償還しているものが、今後、元金の償還等が始まります。従いましてそれらにつきまして相当な負担がかかる訳でございますが、ご指摘のような状況を踏まえまして市町村分担金の軽減のための努力を平成16年度も継続して行っております。それから、本年度でございますが、それとはちょっと別でございますけれども国の方では電子自治体の関係で、総合行政ネットワークシステムを導入いたしました。こちらにつきましては746万円ほど、これは負担増になるわけですが、長野県内ひいては全国一斉でございますけれども、L GWANという名称の電子システムが導入されますので支出が増えておりますというようなことであります。746万円ほどであります。それから圏域内の活性化のために現在15年度も行っていますが、16年度につきましても観光関係等をメインにいたしまして県の補助金を見込みまして、一つには広域看板負担金、それから外からお見えのお客さんに北信広域管内のイベントや観光情報を提供するための、キオスク端末と申しますが、現在3箇所ほどあるんですがさらに2箇所増やしまして、補助対象のものが252万円ほど予定してございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

**議長（小林洋之君）** はい、よろしいですか。他には、

（「はい」と言う声あり。）

**議長（小林洋之君）** はい、丸山議員。

**4番（丸山惣平君）** 飯山の丸山ですけれども、今のその分担金の配分表は、23ページに一覧表で人口割で出ているわけですけれども、前年比で15年度と比べて16年度ではどのくらい増減になっているか明らかにしてもらいたい。もう一つ、7ページにある特別会計繰入金で1億2,500万円があって、前年よかも4,400万円多くなっている。この繰入金の予算計上した最初の基礎というものをもしわかったらお願いをしたいと思います。

**議長（小林洋之君）** 月岡次長。

**事務局次長（月岡保男君）** ご提案してございます、一般会計予算書の23ページの市町村分担金についてのご質問でございます。各市町村の分担金をお願いする場合に、前年の10月1日現在の人口を基準としてございます。従いまして、お手元でございますのは平成15年10月1日現在人口でございまして、それが、人口が若干前後いたしますので、そのまま引きうつしていく訳には参らないという事情がございます。ただ今申し上げましたように、平成15年度は特に大きな新規事業、特にL GWANのような事業が

ございませんでしたので、15年度は目立った減少にはなってございません。各市町村別に申し上げますと、中野市につきましては、経常費分担金から以下ずっと下までいきまして合計欄で申し上げますが、6,055万6千円でございます。それから飯山市が2,879万6千円、山ノ内町が4,577万9千円でございます。木島平村が779万円でございます。野沢温泉村が1,983万7千円でございます。豊田村が1,358万9千円でございます。栄村が569万円でございます。合計で、1億8,203万7千円、これが前年予算対比でございます。よろしくお願いたします。次に7ページの繰入金1億2,538万9千円の中でどうなっているかというご質疑でございます。特養ホーム望岳荘事業会計の繰入金、一般会計のですね、2,339万9千円でございますが、これにつきましては、人件費相当分が145万8千円、施設償還金分が2,194万1千円、それから特養ホームの高社寮につきましては、既に起債償還が終わってございますので、全額が人件費分でございます。それからその下の養護の高社寮につきましても、47万3千円につきましても同様に償還分がございませんので、全額が人件費分でございます。特養ホームの千曲荘の関係でございますが、人件費分が106万4千円、施設の償還金分が1,619万6千円でございます。それから養護の千曲荘の関係でございますが、起債償還が終わってございますので47万3千円は人件費分だけでございます。それから特養ホームいで湯の里でございますが、人件費相当分が130万1千円、施設関係が2,994万2千円でございます。それから特養の菜の花苑でございますが、人件費分が118万3千円でございます。なお菜の花苑につきましては、起債償還金が残ってございますが、施設設置当初に一部市村におきまして、繰り上げて起債償還分の市町村分担金を負担したというような経過がございますので、こちらにつきましては起債償還が終わるまで市町村分担金を継続するということから、ここだけは繰入金に計上してございません。特養ホームふるさと苑でございます。人件費相当分が114万3千円でございます。施設の起債償還分が4,899万4千円という内容でございます、これがここに書いてある内容の積み上げの数字でございます。以上でございます。

**議長（小林洋之君）** よろしいですか。

（「はい」と言う声あり。）

**議長（小林洋之君）** はい、丸山議員。

**4番（丸山惣平君）** それぞれまあ償還分が含まれてプラスなんですけれども、是非これの償還分についても、今後10年計画か15年計画か、年次計画の一覧表を出してもらいたい。資料としてお願いします。

**議長（小林洋之君）** はい、他には。

**議長（小林洋之君）** 他にございませんでしたら、次に移りたいと思いますが、よろしいですか。

（異議なしの声あり）

**議長（小林洋之君）** それでは、議案第3号 平成16年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算から、議案第10号 平成16年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算までの8議案についてをお願いしたいと思います。質疑のある方、どうぞ。

（「議長」と言う声あり。）

**議長（小林洋之君）** 丸山議員。

**4番（丸山惣平君）** 全部に共通したようなことでありますので、全ての特養施設共通した問題として、ひとつはこの38ページの負担金の問題ですね、負担金歳入で望岳荘の場合3億7,353万5千円と、前年比で1,678万5千円と、これは保険者負担と両方、介護サービスと居宅支援サービスが合せてです

けれども、これが結局前年比で、減っているわけなので、これ全ての施設でこういう状況が、介護報酬の減額がきているわけで。その点ちょっとお聞きしたいのは、平成14年の時に報酬がまあ4%カットされたわけで、従って施設全体での介護報酬について14年度の時の全体の額と4%カットされた15年の報酬の額と、今回16年どのような予算措置をとっておるのか、その点についてもし資料があったら説明を求めたいと思います。それから、48ページの諸支出金で、基金費、財政調整基金費があります。これ望岳荘の場合、16年度2,640万円の減少となっている。これも各6施設全部だいたい基金が計上されておりますけれども、それぞれ予算計上をされた最初の基礎についてやはりお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

**議長（小林洋之君）** 月岡次長。

**事務局次長（月岡保男君）** ただ今の質疑でございますが、質疑の中で議員さんご指摘のとおりでございます。負担金収入の減によるのが、減額の中の最大の理由でございます。それから基金費の減額につきましても、全体の総枠が減ってきております。一方、それぞれ同質なものがございましてその辺の加減をしながら基金の、諸支出金の金額を予算化をいたしました。それらの結果諸支出金の基金額は、望岳においては減額というふうなことになってございます。一般的にこういう傾向でそれぞれの会計の予算が非常に厳しくなっている実態がございまして、以上でございます。

（「はい」と言う声あり。）

**議長（小林洋之君）** はい、丸山議員。

**4番（丸山惣平君）** 私のお聞きしたのは、15年と比べて16年はどのくらい減額を予想したか、その15年の前の14年と比べた場合にはどうか、そういうことがもしわかったら。国の方では14年の時に4%カットをし、15年度は実施されておられません。それで15年度やった上になつて、16年度どの位の減額になっているか、望岳一つ見ただけでもこれを見ますと、1,678万円。それで6施設全体でどうなっているのか。その辺の予算計上をした時の資料があるでしょう。お願いいたします。

**議長（小林洋之君）** 月岡次長。

**事務局次長（月岡保男君）** お答えを申し上げます。個々の施設につきましては予算書の中でご覧いただきたいのですが、ただ今全体を通してということでございますが、15年度の当初予算に比べまして6,731万5千円当初予算比で、全体特養は減額になってございます。ちょっと先ほどの答弁で舌足らずの面がございましたが、15年度予算を編成する時点では、国の方での介護報酬の4.2%の減という額が確定されておりましたので、平成15年度の10月の議会におきまして、それぞれ対応の減額の予算を組ませていただきました。従いまして当初予算比では現在お手元に届いております対前年比の比較でそのままでございます。14年度の比較につきましては、また改めて資料を作らないと、ただ今直ぐにお答えすることができませんのでよろしくお願いをしたいと思います。

**議長（小林洋之君）** よろしいですか。はい。他には。

**議長（小林洋之君）** はい、特になければ次に移りたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と言う声あり。）

**議長（小林洋之君）** はい、それでは、次に、議案第11号 平成16年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算及び、議案第12号 平成16年度公平委員会特別会計予算までの2議案について質疑を受けます。

**議長（小林洋之君）** ありませんか。はい、特になければ次に進みます。

(異議なしの声あり)

議長(小林洋之君) それでは、議案第13号 監査委員の選任の同意についてをお願いいたします。

議長(小林洋之君) 質疑ございませんか。特になければ次に進みます。

(異議なしの声あり)

議長(小林洋之君) 議案第14号 公平委員会委員の選任の同意についてをお願いいたします。

議長(小林洋之君) この件につきまして、ご質疑ありましたら。

議長(小林洋之君) はい。特にないようでございますので、以上で議案質疑を終結いたします。

(「議長」と言う声あり。)

議長(小林洋之君) はい、丸山議員。

4番(丸山惣平君) 議案質疑がこれで終結するということについては、今回の場合良いと思うんですけども、もっとこの連合の予算書全体について、普通市町村議会なら委員会を設けてそれなりに質問事項だけに施設長の皆さん方や理事者のほうで答弁するんじゃなくて、これ全体のやっぱり説明というものを、当初にきた主要施策概要説明書というものがこうぱっと配られてこれについてずうっと説明がありましたけれども、こういう点については各施設ごとに現状や問題点、その上にたってどういう予算研究をしたかということについて、もっとこうわかるようにしてもらいたいというのが私の願いです。で、本会議を初日の日に開いて、だーと一気呵成に報告をされて終わり、今日は質疑ありますかという形で、質疑した問題に対する答弁はあるけれども、その他にいろいろ聞きたいというふうに思っていたって、私事実、なかなかこういう場ではこう細かな問題について聞いていいのかというような問題もあります。この質疑の持ち方について、もっと気安く論議できるような場を、是非議長のほうで、代表者会議等において検討をしてもらって、少なくとも広域の議員になったら全体のこの事業が誰でもやはりわかると、そんなようなふうにしてもらうということが、住民に対する私説明をするのと同じようなもので、議員もよくわからないとなれば住民もおわからないという形になってしまうもので、その辺を是非お取り計らいを願いたい、その事を申し上げておきます。

議長(小林洋之君) はい、ご意見として承っておきたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。

---

(休憩)

(午前10時54分)

---

(再開)

(午前11時05分)

## 2 一般質問

平成16年第1回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答 弁 者
		議席	氏 名	
1	ショートステイの利用者送迎体制の確立について	4	丸山惣平議員	広域連合長
2	広域的観光推進・幹線道路網整備研究と地域振興について	17	青木豊一議員	広域連合長
	志賀中野有料道路料金引下げ試行の継続について			
	DV法の具体化と女性の人権保護について			

議長（小林洋之君） ただ今から再開いたします。

日程2、これより一般質問を行います。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配布いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承お願いいたします。

順位1番 ショートステイの利用者送迎体制の確立について、4番 丸山惣平議員。

（4番、丸山惣平議員 登壇）

4番（丸山惣平君） 発言を許されましたので、通告に基づき順次質問をしたいと思います。私は今回大きく1点のみ、北信広域連合でのショートステイの利用者の早急な送迎体制の確立についてであります。当連合におけるショートステイ利用者の送迎について、6施設中2つの施設では介護保険法に基づき連合の送迎車で希望者の送迎を実施し、あとの4施設では連合としては送迎を実施していません。利用希望者の要望に応え連合としての送迎体制の確立をするよう、私は平成13年度以来提案をしまいましたが、今回は視点をかえて現在のショートステイ利用者の送迎の実態などについてお尋ねをしながら、当連合圏域内の住民がサービスの提供をひとしく受けられるよう、またショートステイ運営の実態などについて、改めて事業主体である連合の基本的な対応についてお願いをしたいと思います。連合長としての見解をお尋ねしたいと思います。まず、最初にお尋ねしたい点は、1つとして平成14年度決算での連合の送迎車を運行している2つの施設、いで湯の里、菜の花苑のショートステイ利用者の入退所の件数、と同時に送迎車利用の件数、送迎車利用率について。次に、2つとして、2つの施設での送迎車利用者の実態はどのような世帯構成の方が利用しているのか、その点について。例えば、独り暮らし、单身の方、或いは高齢者のみの世帯、或いは2世代、その他などについて、その利用者数、利用件数、その利用割合などについて、合計についてお願いいたします。また、3つとして、連合として送迎車による送迎をしていない14

つの施設、望岳荘、千曲荘、高社寮、ふるさと苑のショート利用者はどのような送迎方法をとられているのか。例えば、社会福祉協議会の車の貸し出しを利用されている方、或いは社協の事業としてやられている方、福祉タクシーの利用か、一般タクシーか、或いは自家用車かの、件数をお願いいたします。以上3点について既に文書で提出をしてありますので、簡明な答弁を求めたいと思います。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

（綿貫隆夫広域連合長 登壇）

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 丸山議員のショートステイの利用者送迎体制に関するご質問に、私のほうから概略のお答えをいたします。ショートステイの送迎につきましては、現在、組織市町村の独自施策により実施をされております福祉車両の貸し出し、ハイヤー等の利用に対する一部補助など、それら制度を引き続き活用していただきたいと考えております。なお、平成14年度の利用状況等につきましては、事務局次長から答弁をさせます。

**議長（小林洋之君）** 月岡次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 平成14年度の短期入所者の関係でございますが、送迎をしております施設でございますが、いで湯の里と菜の花苑でございます。いで湯の里について申し上げます。いで湯の里の14年度の入・退所の件数でございますが、529件であります。このうち施設の送迎車を利用された件数でございますが、166件で、利用率は31.4%であります。

次に、菜の花苑でございますが、入・退所の件数が726件でございます。このうち送迎車を利用した件数は287件でありまして、利用率は39.5%でございます。送迎車の利用しているご家庭の状況でございます。いで湯の里について申し上げます。単身世帯で送迎車を利用された方はいませんでした。高齢者世帯では44件ございました。これは利用した人を100%といたしますと、そのうちの26.5%になります。2世代、この方が27件で16.3%、その他でございますが、3世代とか或いは結婚していない親と子が、そういうようなその他ですが、95件57.2%でございました。

菜の花苑についてでございます。単身の世帯3件でございます。率は1.0%です。高齢者世帯が88件でございます。で、30.7%でございます。2世代16件で5.6%、その他世帯が180件で62.7%でございます。

これ以外の望岳荘、高社寮、千曲荘、ふるさと苑について送迎の実態はどうなっているかということでございますが、望岳荘が全体で354件でございますが、うち社協の車等の貸し出しによったものが30件、それから社協の事業でやっていただいたものが36件、自家用車が288件でございます。同じように特養の高社寮ですが、282件でございます。そのうち社協事業によるものが4件、一般タクシーが30件、自家用車が248件でございます。次に特養の千曲荘ですが、全体336件ございまして、社協事業によるものが18件、残り318件が自家用車でございます。ふるさと苑につきましては、全体が322件でございます。うち社協の車の貸し出しによるものが2件ございまして、320件は自家用車によるものでございました。以上でございます。

**議長（小林洋之君）** 丸山惣平議員、再質問ありますか。

（「はい」という声あり。）

**4番（丸山惣平君）** それでは再質問いたしますけれども、ただ今連合長、次長さんのほうからいろいろとまあ答弁、実態を明らかにしていただいたわけですが、私1点目の質問で、送迎車による実態でい

で湯と菜の花でショートステイの利用者が実人員で72人、入退所の件数で合せると1,254件になります。そのうち送迎車による送迎を受けた者が今の報告を聞きますと両方合せて453件、そうすると利用率は、平均でこれ、31.4と39.5をたして2で割れば35%強が送迎車を利用をできる、こういうことがはっきりした。同時に二つ目のこの質問で、送迎車の利用の仕方がどのような形か、その世帯構成も今次長からいろいろとお話がありました。答弁では、単身要するにまあ独り暮らし、これが二つの施設で0.7%、高齢者の世帯が29.1でありますから、これあわせると二つの施設平均すると約30%の方が要するにこの送迎車の利用を受けている。そのうちのどうしても受けなければならないような方が送迎を受けていられる。3点目に質問しました、この送迎車で送迎をしていない4つの施設のショートステイの利用者、私今初めてお聞きして驚いたわけでありましてけれども、社協事業での送迎は確かにご案内のように300円から500円の本人一部負担でありますけれども、後は一般タクシーにしる社協の車の貸し出しを利用するにしる、自家用車全てがこれ家族が運転をするか、或いはどなたかにお願いをし、又燃料費も負担するという内容のものであることはご案内のとおりであります。従ってこの4つの施設の送迎の入退所件数は、今あわせて1,259件、そのうち社協事業としての送迎が30件ほどありますけれども、やはり、97~8%の送迎は、利用者の負担で行われているというのが4施設の実態ではないかと、これは今回の答弁ではじめて議会に対して送迎の実態が明らかにされたと思う訳です。私今回のこの答弁で連合のこの想定したような施設が6施設で43床ありますけれども、そのうちいで湯の里と菜の花苑の2つの施設は各10床ずつで、20床であります。あとの4施設は、望岳が6、千曲が6、高社が6、ふるさとが5でありますから計23床、2つの施設で20床、4つの施設で23床あります。今回平成14年度決算から見ても2つの施設での年間の入退所利用者件数が1,253件、このうち連合の送迎車によるのが483件でありますから、全体の約35%が送迎を受けています。なお送迎の利用の世帯構成が、先ほど答弁がありましたように、30%からの人がいわゆる単身或いは高齢者のみの世帯。一方連合で送迎車を実施していない4つの施設のショートステイの利用者の入退所件数は、だいたい同じであります。1,294件であります。そうするとだいたい同じ件数があるとするならば、4つの施設の利用者の中にも必ずや2つの施設での送迎を受けている数と、利用人員がだいたい同数位と見ても当然ではないかと思えます。2つの施設の実人員が72人でありますから、恐らく70~80人の方が当然4つの施設の中にもいらっしゃると思えます。該当自体があると思われる。従って連合長は、昨年10月のこの決算議会でこの場において連合長はこのように答弁をされました。私の質問への答弁で、「私の耳に入ってくるのを聞けば、そういうあり方で満足されている利用者の皆さんもいる。そういう意見もある。そこで全部押し広げてすべてやるのが良いのではなくて、必要性にあわせた対応をしてあげるといような考え方を現場のほうでとっているようでありますので、何も画一的でなく総合的なサービスがよければよいというふうに理解をしています。」こういう答弁をされた、連合長もご案内のとおりであります。従って私は、そのあと同僚の青木議員のほうからショートステイの関連の質問に対し、これに対し連合長は、「丸山議員への答弁のとおりです。」の一言で済まされてきたのを、経過であります。私は何も画一的にやるようにというようにことを申し上げているわけではありません。2つの施設では、利用者の35%の方が連合の送迎を受けている、ところが4つの施設の利用者は、同数の入退所があるんだけど、連合の送迎は一つも受けられない、全て家族の負担である、こういう点今回の調査結果で本当に実態が明らかにされたという、その必要性について私連合長に改めてどのようにお考えであるのか、又は実態調査が、受け止められ

たのが第1点お尋ねしたいと思います。二つ目は、連合長もご案内のとおり、地方自治法の第2章で、住民の項があります。第10条で、自治法では、住民の意義・権利義務の中で、第2項では「住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、…」これは連合長もご案内のとおりであります。すなわちサービスの提供はひとしく受ける権利があるところで謳われております。現在のように2つの施設の利用者で希望するの者は送迎する、4つの施設の利用者には希望しても送迎をしてもらえないという、こういう不公正な対応をどうしても改善する必要があるのではないか。6施設の利用者で、希望する利用者は連合の送迎車で送迎すべきであると思います。連合としてショートステイの利用の送迎については、基本的には実施をし、サービスの提供について公正な運営で希望する住民の要望に、私は応えるべきであると思いますけれども、改めて連合長に基本的な見解をお尋ねするわけでありませう。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 丸山議員のただ今の送迎に関するご質問でございますが、一面からは基本的には前回お答えをしているような内容でございます。ただそれだけでは答えにはならないかというふうに私今考えております。結論から申し上げますと、もう少し実態を多面的に真剣に検討して一番いい線をとにかく見出したいというふうにするのが、対応としてはよるしいのではないかというふうに思います。私の聞いている範囲では、いろいろな大きなニーズがあるのをまったく無視して現状を進めようというふうでもないようでございます。それぞれの利用者の皆さんの様子をきめ細かに聞いてみますと、まあそのくらいのことは我慢してやれるし、それより施設を利用することのほうがはるかにありがたいというような受け止め方をしておられる方もおられるようでございますので、一番手厚い便利さの線に全てを揃えるというやり方をした時にはかなり経費の面でいろいろな経費が発生してくるものがありますので、そちらの面から考えることと、利用者の利便性・満足の面から考えるのと両方の面から考えていきながらちょうどいいものを見出していくべきであろうと、それは場合によると画一的ではなくてそれぞれの事情に合わせたきめの細かい条件でいくほうがいいのではないかなと、今の段階ではそのように私は感じております。例えば送迎車をとりましたも、1つの車を買ってこの利用率がほんの少しの時間だけであとは全く使わないで遊んでいるというようなことがあっていいのかどうかというような問題もあると思いますし、運転をする方の携わる時間の関係、時間帯とか総時間数とかの関係、いろいろなものをやはり考えたうえでこれが一番いいのではないかというものを真剣に見出すことがやはり今の財政状況の中で、いい状態を維持していくうえで大切なことであろうかというふうに私は考えております。

**議長（小林洋之君）** 丸山惣平議員、再質問ありますか。

（「はい」という声あり。）

**4番（丸山惣平君）** それではね、3回目の質問をしますけれども、どうも私連合長と、どうも意見が一致しないんですね。私は画一的にやる必要はないと。だから2つの施設は画一的であって、35%の人を送迎しているわけで、あとの65%の人はそれぞれ自由に自家用車なり何なりでね。ところがね、4つの施設は希望をしてもやってもらえないから全部自家用車・一般タクシーを利用しているということになっているわけです。ちゃんとここをやはり取っ払って基本的にはやるんだと、しかも希望者にはやっていくんだと、こういうことについてね明確にしていきたいと。私3回目でありますからね、連合長はショートステイのこのサービスというものを、全くいつでも総合的なサービスが良ければよいというふうに10月の

時も答えられた。従って私、この面から総合的なサービスが良ければよいと答弁をされていたんですから是非総合的なサービスを充実させていただきたいという立場でねもう一度お伺いいたしますけれども、私ここに厚生労働省の老健局が平成14年10月介護事業経営実態についての全国調査の結果についての資料があります。この資料は介護保険法が平成12年4月に発足して12年、13年、14年と3か年の第1期から15年、16年、17年までの3か年の第2期に移行するにあたって、第1期の実態の上にならって保険全体の制度見直しの一環としての調査された資料であります。特にこの介護報酬の平均費用などについて実態を明らかにして介護報酬の基礎資料を得るために調査をしその調査結果が出されたというふうにご報告では出されております。この結果を見ますと介護老人福祉施設では、事業収益では介護料収益その他、事業費用では給与費、減価償却費その他で、要するに介護老人福祉施設での収支、収入と支出の収支の利益率は、12.2%です。これは1施設当り定員67.4床、調査施設数は、調べたのは483施設。介護老人保健施設、老健のほうでもありますけれどもその収支は、利益率は11.6%とされております。またショートステイの入所生活介護の1施設あたりの平均は、介護事業収益は362万7千円と、介護事業費用が311万5千円で51万2千円の、占める率が14.1%です。これが1施設当り平均14.2人ぐらい、事業所数は346の施設について。私この資料から見て特に特養の収支による収益率は非常に大きく全国的にもでてきている。こういうことが明らかになったとしてこの調査結果を見て国の審議会で第2期計画から介護報酬を4%カットされ、一方で家庭介護のヘルパーの報酬が引き上げられたのは連合長もご案内のとおりであります。このとおり連合のショートステイは、確かに10床、又は6床、5床と定員数は少ない現状でありますので単に送迎費の収入は保険による送迎加算1,840円と本人負担184円、1割負担では運営上その他経費を見れば大変なことは当然でありますけれども、介護老人福祉施設、特養・養護・ショート全体を見れば総合的に見るならば収支は黒字になっていることは全国調査の結果でも明らかになっているのではないかと思います。連合長はご案内のように今年この、年が改まって1月1日に、1月1日付で「虹の仲間」という機関紙を連合管内の7市町村全戸に配付をされた。で私連合の機関紙を見て14年冬号でありますけれども、平成14年度広域連合決算報告がトップ記事で紹介をされております。これを見ますとね、確かに一般会計・特別会計何れも歳入より歳入が上回る健全財政であります。特に特別会計は、6施設では各施設の歳入歳出のこの差し引きで3千万、4千万余の残金が出ているというふうにご報告しております。各特養・養護の6つの施設で平成14年度に2億9,396万余を積みたした結果、14年度末では7億8,170万円の積立金、要するに財政調整基金が残っているというふうにご報告しております。この虹の仲間が広域連合傘下の7市町村の全世帯に配付をされております。従ってこの財政状況をご覧になった住民の皆さんはもっとサービスを良くして欲しいという声が出されるのは私当然ではないかと思うんです。私は、連合長は答弁をされてきた総合的にサービスが良ければよいとそういうふうにご報告ならば、少なくともショートステイの送迎について、先ほど運転手の関係とか或いは車の関係をいろいろお話になりました。もっとこの連合としての基本的な対応をし、送迎してない4つの施設、望岳、千曲、ふるさと、高社と、家族で送迎できない世帯の利用者の送迎を私はすべきではないかと思っております。この点について、運営上の問題として全国事業調査の収支の結果を見ても或いは平成14年度の当連合の特別会計の収支から見ても決して私できないというような、相当多額の費用をかけるという問題ではありません。連合長としてもう一度私見解を求めたいと思っております。最後に私当連合圏域内の住民がひとしくサー

ビスの提供を受けられるよう自治法第10条について申し上げましたけれども、重ねてお尋ねいたします。先ほどこの点については明確にはお答えがありませんでした。北信地域広域行政事務組合、これは連合の発足する前の戒名であります。北信地域広域行政事務組合が解散をしまして今北信広域連合が設立されました。これは地方自治法の284条第3項に位置付けられております。連合のこの特徴として旧法の一部事務組合との違いはいろいろありますけれども、特にそのうち一つには、自治法291条の5項に、連合の議会の議員は連合の選挙人、これは非常に大事なんで、連合の選挙人というのは7市町村の市町村民が全てが選挙人であります、広域連合を組織する市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、当広域連合の区域内に住所を有するものが選挙人である。この選挙人の投票により、または連合を組織する市町村議会の議会において選挙するとある。この何れかである。しかし選挙人は7市町村の住民全てが選挙人である。しかし必要によっては議会だけで選んでくれということだ。また連合の長は、連合の選挙人が普通では投票で選ぶ。しかしこれも選挙をすると法で謳われております。これは291条の6項で明確であります。特に連合の選挙権を有するものは、非常にこれは大きな問題ですけれども、連合の選挙権を有する者は、普通地方公共団体の選挙権を有する者に認められている4種類の直接請求権があるということが自治法で明記をされております。従って一つは、選挙人は条例の制定・改廃、2つには連合の事務執行に関する監査もできる、請求が。3つは議会の解散・議員等の解職もできる。広域連合に対してこれが認められているわけでありまして。4つとして、連合の規約の変更の要請に関しても、直接請求権が認められています。これは291条の6項であります。このように連合の設立・発足でそれまで、旧法では北信地域広域行政事務組合の時とは違って、自治法の今度は新たに第10条の住民という規定については、旧組合の場合には住民という観念がないからといって10条は準用されていないというふうに解されてまいりました。しかし新法では、広域連合には住民の観念があり第10条も準用されるようになってきております。私こうなったのを見た場合に、以上の点について私連合長に申し上げたいのは、確かに私から言うと釈迦に説法のようなそういうようなこともありますけれども、私は第10条の、住民がサービスの提供をひとしく受ける権利を有するという、これは法で明記されている。連合が事業主体であるショートステイの送迎問題への対応の大きな違いは、単独制です。もしこのような問題がおきたことについて我々議会としても黙っているとすれば、これはやはり住民から大きな批判を受けるであろう。例えば、1つの市で市民が利用する2つの同一の施設の利用で、そのサービスの提供に不公平があれば、当然その是非の要望も出され、また議会としても改善を求めていくでしょう。では連合となると何とか他力本願になってその辺の責任が曖昧になってきます。今回のショートステイの送迎問題、住民の福祉向上の上からも私見過ごすことのできない住民の権利の問題であると思います。以上、私申し上げましたように連合の選挙人の規定、加盟7市町村の住民が全て選挙人であること、従って地方自治法の第10条住民の権利について準用されるようになってきていること、同時に普通地方公共団体の市町村の選挙権を有する者に認められている4種類の直接請求権、これが連合圏域内に、住民7市町村の住民に認められているということについて申し上げましたけれども、早急に連合の住民の位置付けの上に立って、送迎に対する基本的な対応をすべきであるという点について、再度連合長の答弁を求めたいと思います。以上3回目の質問の中で特に、一つの点は連合の事業の総合的な収支の上にとってショートステイの利用を希望する利用者への送迎体制を確立してもらいたいと、2つは自治法による第10条の準用により連合の傘下7市町村住民の位置付けを見直しに立って、送迎についての基本的な対応を早急に立てるよう重ねて申し上げまして質問を終わりました。

いと思います。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 丸山議員の続きのご質問に対しましてお答えをいたします。基本的には丸山議員のおっしゃるとおりだと私思っております、大変ご意見を取り入れながら、連合の運営というものはなされて行くよう努力していくべきだというふうに私は判断をしております。若干そこに付け加えなければいけない問題もあろうかと思っております。今ここのところで問題となっておりますショートステイの問題についての一つのあり方を、最終的には今全般的な連合のあり方にまで広げてお話をされたわけでございますが、ショートステイの問題につきましては、やはりなんとしてもそれぞれの事情が若干ずつ違う状況もいくつかの施設のことでございます。各施設長の皆さんこれまでにいろいろ掴んでいる実態というものを報告をさせていただいております。それで事情がいろいろ違うこともよくわかるわけでございますが、悩みも抱えておられると思っておりますが、まあどの程度まで利用する皆さんにまあ我慢をしていただきながらでも運営していけるかという程度の問題が一つ大きな問題じゃないかなというふうに思います。当然連合の事務局のほうでもそれぞれの施設の意見を集約しまして、全体を通して見渡す中で妥当な、競争をせよとは言いませんが、それぞれ妥当な理解をして事を進めていくべきだと今は考えております。これにあまり格差がありすぎて利用者の皆さんが、声としてあまりにも施設によって違いすぎるじゃないかと、これはちょっともっと研究して条件を近づけて欲しい、或いはまた若干変えていって欲しいというようなご意見が集約されてくれば、これは大事なご意見として今後の方に影響させていかなくてはいけないんで、これは鋭意その目的のために今後ともますます検討を、ある短期間のうちにしていきたいというふうに考えるものでございます。それから広域連合というもののあり方でございますが、確かにお話のように事務組合とは違います。まあ簡単に言ってみれば準地方自治体と同じように一定の内容の要件を備えている点では事務組合とは違います。これはまさにこの広域連合の中に属する住民の皆さん全体の中で支えられている自治体でございます。または、中野市を例にとりましても、放課後の育児センターなどはいくつかございます。これはそれに対しての会費も或いはまた中の施設にしても全部それぞれの地域集落の特徴を活かしながら事情もいろいろあって、或いはまた事業をする皆さんの希望の程度にもよりまして必ずしも画一の点ではございません。中野市という1自治体におきましてもいろいろなことを按配しながら最大の効率が、効果の出るようなことを考え且つあまり財源が、必要以上にいつて後で重荷になりすぎないようにと按配を考えようとしているわけでございましてそういった精神はやはり広域連合においても同じであろうと思います。広域連合の場合にだけが特に今は福祉的なものが中心にございましてより厚くという当然気持ちはありますけれども、より厚い事が存在を大変苦しめるような形にならないように常に按配していくべきものがあると思います。今後観光問題とかいろいろな事業が増えてまいります。今はまあ取りあえず一部事務組合から形は変わりましたが、同じような仕事をしてきてたわけでございます。その点まだ熟成中、未熟なものもまだございます。これからいろいろな事業をやっていくと一般の自治体に近いものにいろいろな活動が多くなり、あり方もさらに要求されてくると思いますので、決まりは決まりとしてできておりますけれども、その運営にあたりましては、そのときの実態に合わせて妥当な使い方をしていくのが、また必要ではないかというふうに考えております。

**議長（小林洋之君）** 月岡次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 広域連合長の答弁に補足をして申し上げます。先ほど議員の方からご指摘のあ

りました件でございます。いで湯の里につきましては送迎者が166件でその利用率が31.4%、これにつきましては、日当りにいたしますと0.45件でございます。それから菜の花苑につきましては送迎車の利用件数が287件で39.5%の利用率でございます。日当りにいたしますと0.79件でございます。平均というご指摘がございましたので、0.45件と0.79件をたしまして2で割りますと、平均数値が出るかと思えます。平均いたしますと、日当り0.62件になります。ただ今の数値はショートベッド数が10ベッドの例でございます。従いまして残る施設は6ベッドと5ベッドでございます。6ベッドにつきましては、0.62に10分の6を掛けまして0.37になります。それから5ベッドについていますと0.31になります。おおざっぱに申しまして3日に1回の送迎回数となります。片道でございます。ですから3日に1回片道送り迎えという実態のために、車を用意し職員を手配しておく。現場の施設長の意見を聞きますと、それでは3日に1回であれば3施設に1台でどうなのかという意見を聴しましたが、実際には利用希望者、それから各施設の配置の関係等々からいって、実際に配置するときには各施設に1台ずつないと対応しかねるという意見でございます。そうしますと、3日に1回の送迎回数のためにその体制を整えておくというのは現在の運営上なかなかできかねるというのが事務方の考え方でございます。ただ今広域連合長から中野市の児童センターの例等が取り上げられてございましたが、私もそれぞれの施設は、事業特別会計で運営をさせていただいております。従いまして10ベッドのショートがでございます、或いは6ベッドのショートがでございます。それぞれの事業特別会計では、それらの事業特別会計なりの、一つの運営の方法というものもございまして画一的に全て右にならえということは現在のところできないという事情もございましてご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

**議長（小林洋之君）** 以上をもちまして、丸山惣平議員の質問を終結いたします。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（休憩）

（午前11時46分）

（再開）

（午後 1時00分）

**議長（小林洋之君）** 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

順位2番 広域的観光推進・幹線道路網整備研究と地域振興について、2つ目は志賀中野有料道路料金引下げ試行の継続について、3つ目がDV法の具体化と女性の人権保護について、17番 青木豊一議員。

（17番、青木豊一議員 登壇）

**17番（青木豊一君）** 青木でございます。通告に基づいて順次質問いたします。最初に広域的観光推進・幹線道路網整備研究と地域振興について質問いたします。本調査研究書は、序文にあるように観光及び幹線道路整備を、市町村単位から北信広域圏を一体としてとらえ、整備を図り地域の振興を推進する方法を明らかにするために、過去2か年間の調査研究結果としてまとめられました。また計画推進にあたって北

信広域連合構成市町村は、本調査研究書を指針とし観光施策及び道路整備の推進を図るとし、文字どおり緊急・中・長期計画によって計画の達成を目指すとなっております。また、この計画の推進達成は、低落傾向の観光産業の抜本的打開策となりうるものと位置付けられております。これより調査研究書とされてはいますが、北信広域連合全体の観光、幹線道路の基本計画的意味合いとともに、その地域振興の重要な視点であると考えます。それだけに私は本調査研究書の持つ意味合いと位置付け等を伺いたいと思います。

1点、これだけの調査研究の研究員が7市町村の職員と県機関によって行われました。なぜか本調査研究案が、住民合意が得られるとされるかお伺いいたします。2点、本調査研究は観光及び道路整備についての地域及び観光面での地域振興計画の発揮を狙っていると考えられます。具体的にどのような地域観光の振興に役立つのでしょうか。3点、調査研究をどう計画化し、推進及び進捗状況の検討、調整をどのように図られるのか。また財政が厳しい折、財源等について内容をお伺いいたします。

2点目は、志賀中野有料道路料金引下げ試行の継続について、であります。本道路は、北信広域圏にとって経済及び生活圏の重要道路と考えられます。それだけに現行の料金引下げ試行が元に戻るか、それとも継続及び更なる料金引下げ、無料に進むか、県の予算編成期及び県の外郭団体見直しなど重要な段階を迎えている今、こういった時期を踏まえ先の調査研究書でも、この道路は観光幹線道路と位置付けられております。こういった観点から、以下3点について連合長のお考えをお伺いします。1点は、志賀中野有料道路の地域住民生活及び環境等への影響をどうお考えになっているか。2点、県が試行中の一律100円の効果と今後の改善策をどうお考えになっているか。3点、これまでの道路の料金引下げ等について連合として共同歩調が弱いと判断します。広域連合7市町村が一致し、有料道路料金引下げを、試行及び無料開放にどう対処されるかお伺いいたします。

次ぎ3点目は、DV法の具体化と女性の人権保護について質問いたします。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、約DV法が施行され2年を経過しようとしています。不十分な点がありますが、1点効果が現れていることは立法化によって裁判所による保護命令が1,600件も出るなど女性の保護、暴力撤廃への踏み出したことにも表れています。同時に法制定後も配偶者からの暴力は多発し、一昨年の政府の調査では、配偶者からの暴力を受けたことのある人は5人に1人といわれ、そのほとんどが女性といわれています。また今後の問題として緊急避難所等をどう改善するか、こうした点も具体的にになってまいりました。こういった点を踏まえて次の2点についてお伺いいたします。1点、北信広域7市町村におけるDV被害の実態の掌握状況と、どのような対応をされるお考えか。2点、法は都道府県1箇所の支援センター、シェルターまたは避難所の設置を義務付けていますが、長野県に1箇所というのでは現実的ではないと考えます。広域連合として緊急避難施設設置など、どのようにお考えになり、女性の人権保護に努められるかお伺いいたします。以上です。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

（綿貫隆夫広域連合長 登壇）

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 青木豊一議員のご質問にお答えをいたします。先ず、広域的観光推進・幹線道路網整備研究と地域振興についてのご質問でございますが、研究会が7市町村の職員と県機関によって行なわれたが、これで十分住民合意が得られるものとなりえるのかというようなことではございますが、広域的観光推進・幹線道路網整備調査研究書については、構成7市町村の観光及び道路担当課長・係長によりまして、平成14年度から本年度にかけて2か年の継続事業として調査研究をしてきたものを取りまとめ

たものでございます。この調査研究に当たっては、広域連合組織市町村の担当者のみにとどまらず、北信地方事務所及び中野・飯山の両建設事務所の皆さんにも参画願ひ、助言をいただき、まとめ上げてきたものであります。調査研究に当たっては、組織市町村に存在する計画との整合性を図りつつ事務を進めてきておりますので、各市町村計画との矛盾点は無いものと承知をしております。従って今回の研究書は、住民要望を踏まえて作成されている各市町村計画に基づき、北信広域連合として、圏域内を一体的にとらえたものであり、住民要望に沿ったものと考えております。観光及び道路の整備を通じての地域及び観光面でどのような地域振興効果が発揮できるかのご質問であります。高速道路をはじめとする高速交通体系の整備や、道路整備が進められていることにより、観光客の移動も広域化、多様化してきております。現在、たとえば中野市を訪れた観光客が、中野市内だけにとどまることは少なく、北信広域連合管内、広くは隣の県をも視野に入れたルートをとって移動していることは、ご承知のとおりでございます。このような現状から、単独市町村での観光、道路整備にとどまらず、北信広域圏を一体的にとらえた計画が必要であると考えます。従って、北信広域圏内の一体的な整備によって、訪れる観光客の利便性が向上・増加が期待できると考えます。また、道路網の整備は観光振興だけにとどまらず、圏域内の産業振興全般、生活、通学、通院などの住民生活の向上に寄与するものであります。推進の検討をどこでどう調整するのかというご質問、総額及び「緊急」「中期的」「長期的」の財源はどうか。この研究書に盛り込まれました観光施策や道路整備の推進については、それぞれの市町村、関係者によって推進されるものであります。当連合としては、この研究書にある事業の実施に当たっては、必要に応じ関係市町村間の連絡・調整を図っていかねばならないと考えており、研究書の中でも触れております。今回、研究会及び部会等においては活発な議論が交わされて、多くの情報交換も行なわれました。今後も圏域内の振興のため、必要に応じ、情報交換の場を設けていきたいと考えております。研究書に盛り込まれた道路については、いずれも国・県道、あるいは市道等であります。当然その整備費用、また財源などについても、国・県・市町村、それぞれの事業としてお願いをすることとなります。総事業費等については、当連合としては把握しておりません。

次に、志賀中野有料道路料金引下げ試行の継続について、この有料道路の地域住民生活及び環境等への影響をどう考えるか、のご質問であります。志賀中野有料道路のご質問については、広域連合としての直接の事業ではありませんので、お答えする立場にございません。ま、しかしながら、広域的観光推進、幹線道路網等の調査研究の立場から、考えを述べさせていただきます。中野市の長嶺団地内の夜間騒音、沿線道路の渋滞等、車両の有料道路を避けて運行に伴う悪影響が発生しておりました。先の地元地方新聞の報道によりますと、この試行に伴い、長嶺団地内の交通量は4割ほど減少し、また関係する主要交差点でも、1割から2割程度の減少が見られております。このことは、沿線住民の交通安全、排気ガス・騒音の減少等環境面からしても、いい影響が出ているものと思っております。県が試行した一律100円試行効果と今後の改善策をどう考えるか、のご質問ですが、新聞報道でも、試行前に比べ、有料道路利用の平均交通量は、1.9倍に増加し、良い方向が出ているものと感じております。今後とも、より利用台数が増え、結果として、地域住民の生活環境が改善されればと思っております。また、広域連合7市町村が一致して、有料道路料金引き下げの試行及び無料開放をどう考えるか。先ほど、広域的観光推進・幹線道路網整備のご質問の中でも申し上げましたとおり、北信広域圏内を訪れていただく観光客の皆さんの利便性向上、好印象をお持ちいただくためにも、また北信州全体の地域振興、イメージアップのためにも、有料道路の現行

設定料金の引き下げ、100円試行、或いは無料化は、当地域にとっても、大きな効果を生むものであると考えております。

次ぎ3つ目の、DV法の具体化と女性の人権保護についてのご質問でございます。7市町村におけるDV被害の実態と対応について、本ご質問につきましても、連合の行う事務ではございませんのでお答えをする立場にございません。ご了解をお願いします。ただ、実態については、調査をいたしましたので、その結果のみについて、報告をします。7市町村の実態は、北信福祉事務所の調査によると、管内の相談件数については、平成14年度が、面接相談17件、電話相談12件の計29件、平成15年度は12月末現在で、面接相談15件、電話相談11件の計26件であります。広域連合として、相談及び緊急避難施設の設置を考えるかということでございますが、連合としては、処理をする事務としておりませんので、ご質問の件につきましては、考えてはおりません。以上でございます。

**議長（小林洋之君）** 青木豊一議員、再質問ありますか。

（「はい」の声あり。）

**議長（小林洋之君）** はい、青木豊一議員。

**17番（青木豊一君）** それでは、継続してお伺いしたいと思うんですけども、最初に広域的観光推進・幹線道路網整備調査研究等、地域振興の問題についてお伺いしたいと思います。今お答えをいただいたわけですけども、連合長から序文の中で先ほどもお伺いしましたようにですね、いうならばこの調査研究は観光で言うならば、観光客の減少傾向をどう打開をして地域振興に役立てるのか、そういう地域振興を大きな柱として観光と幹線道路網の整備を調査・研究をされたというふうに私は思うんです。ところが今お聞きいたしますとこの序文でおっしゃっていることと調査研究をされた内容というのは、いうならば各構成市町村がね計画をお互いに持ち寄ってこれを精査されたとそのまとめが調査研究書だというふうに簡単に言えばいえると思うんです。私は少なくともこの序文にある見地をとらぬことは、私は非常に重要だというふうに思います。地方事務所の調査を見ましても北信地方事務所管内の観光地の入込み状況を暦年で見ただけの場合、平成12年度と14年度で見ますと入込客については88.7%、12年に比して、それから消費額が90.12%というふうに後退しているわけです。この研究書にもありますように、これを平成6年の最高時を見たときに大幅に減少している。こういう事実についても掌握されているわけです。そうするとこういう地域の経済状況を、じゃあ観光による消費的経費というのは管内でどのくらいになるかという平成14年度で496億円ですね。こういうやはり消費的経費があるわけです。わずかこの12年度から14年の中での後退によって消費的経費がどれだけ後退したかという、54億円です。これは野沢温泉村が平成14年度の消費額が約53億円ですから、野沢温泉村の消費額がね3年程の中でなくなってしまったと、それほど深刻な状況がこの地方事務所の統計についても明らかです。その中でこの調査研究がね、進められていたわけです。ですから当然こういう地域における経済の冷えに対しどうやってその観光を盛り上げていくかどうか、或いは地域の振興を、この底上げしていくかどうか。ここがやはり調査研究の最大に眼目でなければならなかったと思うんです。ところが先ほどのお答えのように、そういうことはほとんど、文言としてはでていても、お答えのように実際に数字的にね、じゃこの幹線道路の整備を、緊急・中期・長期という3つの段階を、やることについて、この地域の経済の力がねどう引き上がるそういう計画のもとに作られているのか、調査と研究がされたのかどうか、ここが見えてこない。例えばこの同じ時期にですね、県はどういうふうになっているかといいますと、県の、全県的に見ますと

ですね、非常に停滞しているというふうにいわれている中で、利用者はほぼ100%、そして消費額は98.4%。ですから全県的にこういう不況の中で、観光産業が非常に厳しいといわれる中で、入込み客も消費額もほぼ同じに来ている時に、この北信広域圏内におけるね、入込み客とこの消費額が大きく後退している。ここを明らかにしていくというところに、私はこの大事な視点があったし、また、その方向が見えてくる。ここがやはり求められていると思うんですが、その辺についてどのような検討をされてですねいるのかどうか、そのことについて再度お伺いをしたいというふうに思うわけでありまして。そこが見えてこないとですね、いわゆるこの間ですねオリンピックが来たり、幹線道路が、特に山ノ内町、その他この北信広域圏内全体として、かつてなく幹線道路が普及したと思うんです。例えばこの資料を見ますと、平成6年から14年を比較しますと、約入込み客が、後退が、平成6年の最高時から比べると67%ですね。この間県はどうなっているかというと、92.6%。県全体の一番多い時が平成3年ですからそれと比較しても87.5%。そういったしますと全県的にも後退しているという事実があるけれども、しかしこの間幹線道路整備網がね、地域によっては北信をうらやむほど進んだこの地域で、先ほど言ったような数値で入込み客が後退をしているということは、私はやはりこの幹線道路整備網と観光客や入込み客こういうものが一体どういう関係になっているのかどうか、このことをやはり科学的にね明らかにして、そこから幹線整備網等がどういう方向にしていくのかどうか、ここがやはり具現化されるというふうに思うわけです。そういう点でこの何故この地域が幹線道路網が整備されたにもかかわらず、県の全県的な数値よりか入込み客が後退率が高いのかどうか。こういうことをやはりどういう調査研究のもとにこの幹線道路整備網が具体化されたか、その点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

次にですね、先ほど志賀中野有料道路の問題について関係ないということでありまして、しかしこういう志賀中野有料道路の料金引下げ云々と言うとね、それはそういう解釈も成り立つかもしれませんが。しかし質問でも申し上げましたし、皆さん自身の幹線道路網の中にこの道路も含まれているわけです。そしてこの道路を、先ほど連合長の答弁にもありましたように、少なくとも観光客が300円の時よりか100円の時のほうが通りやすくなったことは事実です。約2倍に、12月末をもってなっているわけですね。2倍ということはどれだけの人たちがここを利用されているかということ、平成14年度が約80万9千台でしたが、150万台がほぼ通るという計算になる。この約半分の人たちがね、約80万に近い人たちが少なくともそこを安い料金になったということについてね前年度よりか増えているというこの事実は、やはりこの地域における観光振興という問題を考えたときに、連合として私は欠かすことのできない大事な路線だというふうに思うわけですね。そういう一方では、この観光を重視したり幹線を重視して道路整備をするという調査研究をされる、ところが既存の大事な心臓部とも言われるようなねその道路は連合と関係ないという。これでどうして連合が一体となって地域住民に対するこの経済の底上げを図っていくね、そういうやはり具体的な施策の姿勢があるかどうか、このことがやはり問われると思うんです。いろいろお聞きいたしましたら非常に重要な段階になっておりまして、ご承知のように先ほど申し上げましたが、県の道路公社が存続するかどうかという状況です。そういう中で今予算編成期です。今日にもこの道路をね、知事査定が終わる、行われているかどうか。そしてそこで料金をどうしよう、どういう方向に進めていこうかという方法を具体的に検討されようとしているんです。ところがマスコミを通じても連合長である中野市長が県にいろいろ行くことがあってもね、連合が協力し合ってそしてこの料金の引下げや或いは無料化の方向にね、やはり力を尽くす。こういうことをしてこそ地域住民から見て連合という存在

がやはり期待もされると思うんです。そういう点で義務的にですねその問題进行处理されるのではなくて、そういう太い中での大きな問題として私はやはりこのことについて、改めて連合長として、市長としての立場ではなくて、連合として地域経済にどう、この生命線ともいわれる道路をね無料開放或いは料金引下げ等にですね、私はやはり積極的にイニシアティブを発揮されるべきだというふうに考えるわけですが、この点について改めてお伺いしたいと思います。それからDV法の問題についてでありますけれども、確かに施策は個々には自治体各市町村でやるのことも必要かと思うんです。しかしこの問題を私たちが日本共産党として野口議員が市議会で問題にしたときに、結局中野市ではその具体化をしない。しかし、それではいったい県でどういう状況かということ、ご承知のとおり駆け込み寺といわれるところは1箇所しかないんです、県に。ところが多くの問題というのは夕飯を前後して起きています、こうお聞きしています。そうすると地方事務所にも相談員がいますけれども、しかし実際に対応するには、時間内のことについては処理できても実際に発生するその問題について対応できないという問題があるわけです。こういうことに対して一つ一つの自治体でできないとするならば、連合としてどうするのか或いは県に対してどういう要望をしていくのかどうか、それともこれはやむをえない問題だとして、ひたすら女性の人権保護を甘んじてみて今児童問題などについてテレビで盛んに問題になっているようなね、ああいう犠牲を甘んじて受けるのかどうか、ここはやはり私は連合としてもですね真剣に取り組んでいただきたい問題だとも思うんです。若干調べてきましたら、例えば先ほどの北信地方事務所の相談員の件数がありましたけれども、私が後ですから若干数値が違いますが、このうちですね飯山警察署と中野警察署に相談に行ったのがどれだけかということ、平成2年で飯山警察署が2件、中野が2件、15年が12月末ですが、飯山2件、中野署が7件ですね。ですから圧倒的部分というのは警察ではなくて、相談所なりに連絡をとられているわけです。そういうことに対してじゃあ連合はこれはやむをえないことだと言うことで終わるのか、やはりそこは、私は連合長としての姿勢の問題が問われているというふうに思うわけです。こうした問題について改めてこのどういうふうにするのか、当然質問通告をした後、正副広域連合長会議が行われてですね、正副連合長ともこういう問題はこれは連合の質問にはそぐわないものだと、こういう立場でおられるのかどうか。一人人権問題をこれだけ言われているときにね、正副連合長が、各自治体の首長が集まってもこの質問に明確にお答えできないということは私はやはり連合長をはじめ正副連合長の姿勢が問われると思うんです。代表して連合長に改めてこの点についてのお考えをお伺いするものです。39.44

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 青木議員のご質問に、まず3つの内容につきまして共通する点についての考えを申し上げたいと思いますが、広域連合がどの辺まで踏み込んだ対応をするかという一つの考え方の問題であろうと思います。そして深く広ければ広いほどいいということは言えますが、今の時期にどこまで踏み込むのがいいかという、これにつきましては当然議会の皆さんの衆意としてこの辺のレベルまでやるべきだというお話が結論に出していただければ大変やりやすいだろうと思います。当然広域連合に対するスタッフはとも足りません。それらの問題をやっていくには相当な人数を増やし当然人的な経費も掛けながらそういった意味では事務的にも体制の整った広域連合のあり方にならなければいけないと思います。従いまして全体を見たときにこの辺まで一所懸命やらしてもらえばまあ今んとこそうかなというような一つのお考えもお聞きできればありがたいというふうに思っております。私は、広域の観光の問題につきましては差し迫って広域全体で何かすぐに動けるようなビジョンを構築してその中で大きな効果がどんど

ん出てくるまで踏み込むのは今まだちょっとできないのではないかなという感じを持っております。当然これはあのそろった広域連合としては将来非常に重要な問題であろうと思いますが、この辺は広域連合のほうで北信広域はこのような観光ビジョンに基づくから、各市町村はそれに合わせた条件で組み直しをしてくださいというところまでは難しいのではないかと思います。従いまして当面は先ず各市町村が自分たちの地域における観光問題をいかに、点ではございますけれども光る観光政策を出して行こうかとそれぞれご努力をされておられると思いますので、それに基づく各市町村のいろいろな施策というものがあろうかと思います。これを有機的に広域に結び付けて広域全体としてさらにそれぞれの魅力以上の大きな魅力を発揮する方向に向けたいというのが広域の役割であろうと思います。もちろんそれは将来の相乗作用でございますので広域全体が光ってくれば当然またそれぞれの市町村における観光も光ってくる相互作用であろうと思います。まあ今の段階では先ず各市町村の条件をそれぞれ集めてそこからスタートしようということでございますので、ゆっくり時間をかけながら次のステップに入っていくことにすべきではないかと私は思っております。それからそういった意味で、決して広域連合では観光の問題をもっと総合的に踏み込むということをする必要がないということは全くないので、必要は大きいと思っております。そしてその次の、トンネルの無料化の問題でございますが、私はこれもあの、先ず順序としましては、広域全体の中でこの問題が大きな問題であるからという考え方もありますが、例えばこれからもでてくるであろうが、2つの、2町村の間だけの問題のようなことも今後いろいろ出てくると思いますが、まあ順序としてはそういうような2つの市町村の中でどうするかの問題はそれぞれの市町村どうしが先ず取り組むという連携を図っていただきたい。広域のすぐに大きな網をかけて全体の問題としていくには、ちょっと荷が重過ぎるといってしまうでしょうか、取り組みが非常に重装備になってしまうのではないかなという感じがいたします。で、当然今の広域の中で、あそこのトンネルの問題は、かなり全体にも影響を与えるかもしれませんけれども、当面は、中野・山ノ内あたりが一生懸命に先ず考えるべき問題であろうと思います。まあ中野市としては県のほうへもいろいろと提案も申し上げながら、また現在厚い壁がある問題につきましてもいろいろ聞かせていただきました。つまり国にまで関係する問題でございますので、十分に県のほうからも、県にも国のほうに呼びかけて欲しいというふうなことまで付け加えて申し上げてきたわけでございますが、正副連合長会の中でもそれらの問題については山ノ内さんの方も中野市と一緒にその問題について声を上げていくことは非常に必要なことであるというふうに認識できることでありましたら当然一緒にやっていくのはやぶさかではないというご意見もいただいておりますので、今後そういう場面では力を合わせてやっていきたいというふうに思っております。それからこのドメスティックバイオレンスの問題でございますが、これは県でも非常に現在人権問題としても大きな問題として取り扱っております。先ず非常に進んだ考え方で県が一番やっていると思います。しかしその方法論になりますとどのような方法が現時点で最もふさわしいのかという点では、まだまだ結論が出ていないで研究を進めているようでございます。実際に一概にDVというふうに申しますけれども、いわゆる家庭内でおきるそういった暴力の問題というのは、暴力の問題が発生したからその場での救済というのはやはり一種の刑事事件に近い問題にもなるわけでございますが、常習的にそういうことが時々家庭内で行われているので何とか相談に乗ってほしいというのは、これは相談の域に入ってくるのかもしれませんが、でしかもなかなか、例えば男性が女性のほうに対して暴力を振るうって事が多いということでございますが、じゃそういう男性は、非常に人格的にも問題の大きい男性かといえますと、今までの統計では社会的にも非常に尊敬

されるような地位にある職業にあるような方が、そのようなことをえてして行っている場合が多いということも聞いております。従いまして外へこう知られることは非常にまた自分の立場からも具合が悪いというようなことで隠蔽をしたいとかありまして、また隣近所に逃げ込みましてもう執拗に追いかけてまた連れ戻してくるというようなことまでありますので、現在では全くわからない所までそういった問題の被害のある人を移しまして、どこにもう生活しているかわからないというところまでやらなければいけないという問題がありますので、この点から考えますと、連続的なネットの問題になってくると思いますので、もしかしたらこの北信地域へはとんでもない所から人が来て隔離されるようであればその機能を達していけないというような問題が出る場面もあるわけございまして、それらの事を考えますと、やはりあの簡単にそういった保護施設が広域でできれば事が解決するというのは、ちょっとまだまだ研究をしなければいけない問題だというふうに考えております。従いまして、広域ですることが非常に意味があって大きな重要性があるというときには、広域の問題としても、特養もそうであるように共通性もあるうかと思えますけれども、もう少し研究をしていくべきであり、また県の研究結果も多量に取り入れていくべきだと思いますし、また関心は持っていくべきだとは思いますが、今ちょっとすぐには行動ではないかというふうに考えております。

**議長（小林洋之君）** 月岡次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 広域的観光推進・幹線道路網整備研究の関係につきまして、広域連合長の答弁に補足をいたします。どういうふうに地域全体、北信広域管内でございますが、全体を底上げをして行こうとしているのか見えてこないということでございます。この研究にあたりましては、関係する市町村のそれぞれの関係の皆さんに、それから県の機関にご協力をいただいてまとめ上げたものでございます。主といたしまして、行政で関わるといふ分野につきましては、いわゆる基盤整備的なこと、つまり道路でございます。それから圏域内共通する宣伝の方法或いは観光に従事する直接の職員の意識の改革等についてでございます。そこいら辺を通して地域で浸透をしていきたいという方法で当研究書の中には記載してございますし、一部事業を実施中でございます。それから2番目で、全県の観光客の減少傾向に比べて当圏域内の落ち込みが著しいのではないかとございまして、当圏域の特徴といたしまして冬期の観光に従来比較的重点が置かれてまいりました。冬期観光を中心の観光地は、現在どこも苦戦をしているという状況ございまして、そういう地域特性ではないかというふうに考えております。従いましてこういうものを通して地域振興を順次進めたいというのが考え方でございます。以上でございますのでよろしくお願いたします。

**議長（小林洋之君）** 青木豊一議員。

**17番（青木豊一君）** 最初に道路の問題と地域振興の問題についてお伺いしたいんですが、私はこの連合長が自分で述べられたことを否定するのではなくて、私はむしろ基本的にこの方向がいいと思っております。例えば町村毎に決められていたものを北信広域圏を一体と捉えて整備を図りながら地域振興を推進していくとの認識で2か年の調査研究をされた。これそのものを私はちっとも否定しない。それには問題は私たち行政体は、いわゆる建設業者でも観光業者でもありませんから、その事を通じて住民の皆さんの税金などを使ってどうやって経済効果や住民の福祉の向上に役立てるのかどうか、そういう視点はこれはもう原点だと思ふんですね。道路を広げることが目的ではない。それをするために道路が必要であるし、一体化が必要な場合もあるし、個々にする場合もあると思う。だからその調査研究を否定するんじゃなく

て、その調査研究を、2か年にわたってやっていただいたそれをどう生かして、私たちがそれを地域住民に説得する材料にするかどうか、これがやはり調査研究の一番の目的だと思うんです。その上にたって地域住民の人たちがそれがいいかどうかという判断をしてくれると思うんです。そのところがやはり見えてこないわけです。ですから雪国のほうがあれになっているというだけではね、そこにはどういう資料のもとに方向性っていうものを私は出していただくべきではないかというふうに思うわけです。時間が迫っていますので、次に進みます。そのことについて改めてお伺いしたいと思います。もうひとつはですね、いわゆる有料道路という単体で言いますと中野と山ノ内という問題になるかも知れませんが、やはり何故広域連合がねあるのか。そりゃ広域連合が、ある場合には2つになるし、ある場合には1つになるかも知れませんが、しかしその1つになった時も残りの6市町村がね、それをバックアップして住民や地域全体に役立つことならば応援しよう、これがやはり広域連合のひとつの方法だと思うんです。そういう視点から見た時に、私はこの問題の受け止めというのは非常に残念だというふうに思うんです。ですから先ほど申した非常に重要な時期ですから、関係市町村を含めてですね、要請等をお願いしたいというふうに思うんです。次に、DV法の問題についてですが、時間もなくなってまいりましたので申し上げます。問題はやる前からいろいろではなくてこの法には明確に「国及び地方公共団体は、暴力を防止し被害者を保護する責務を有する。」と、そして法として義務付けているのは、県に保護施設を設けるということは明確にしていますが、市町村にそこを明確にしているからね。それで市町村や連合に問題を言っているわけではない。しかし公共団体が被害者を保護する責務を有するということがね、法は明確にしているわけですから、もっとあれこれの問題ではなくて、真正面からこの問題に対処していただきたいし、現実にそういう相談も行っているし、是非、改めてお考えをお伺いしたいと思います。以上です。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** ご質問でございますが、お答えしたとおりでございます。

**議長（小林洋之君）** 月岡次長。

**事務局次長（月岡保男君）** どのように具体化をしてゆくかということについてでございます。今回各市町村の担当の皆さんによりましてこの研究書がまとまったわけでございますが、この中にも述べられておりますとおり、構成団体の中で今後とも連絡調整の会議を持ちながら本計画に基づいた事業の円滑なる展開ということを考えてございまして、それらの具体的な事業進展につきましても平成16年度で先ほど申し上げましたような事業内容を組み入れて実施して予定いたしております。以上であります。

**議長（小林洋之君）** 以上をもちまして、青木豊一議員の質問を終結いたします。

---

### 3 討論、採決

**議長（小林洋之君）** 日程3 討論、採決を行います。

はじめに、討論を行います。討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。

なお、発言通告書は事務局長のところにあります。

ここで、暫時休憩をいたします。

（休憩）

（午後 1時54分）

---

(再 開)

(午後 1時55分)

**議長(小林洋之君)** 休憩前に引き続きまして、会議を再開をいたします。

通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

**議長(小林洋之君)** これより採決に入ります。

はじめに、議案第1号 介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第1号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小林洋之君)** 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成16年度一般会計予算について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第2号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小林洋之君)** 起立全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成16年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算から、議案第10号 平成16年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算までの8議案について、一括して採決いたします。

おはかりいたします。

議案第3号から、議案第10号までの8議案について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小林洋之君)** 起立全員であります。

よって、議案第3号から、議案第10号までの8議案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成16年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算及び、議案第12号 平成16年度公平委員会特別会計予算までの、2議案について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第11号及び議案第12号の2議案について原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小林洋之君)** 起立全員であります。

よって、議案第11号及び議案第12号の2議案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 監査委員の選任の同意について、を採決いたします。

おはかりいたします。

議案第13号について、原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小林洋之君)** 起立全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第14号 公平委員会委員の選任の同意について、を採決いたします。

おはかりいたします。

議案第14号について、原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小林洋之君)** 起立全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり同意されました。

---

#### 4 議第1号 北信広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

**議長(小林洋之君)** 日程4 議第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

この際、おはかりいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

**議長(小林洋之君)** ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

指名をいたします。

選挙管理委員会委員には、土屋幸雄さん、本多英子さん、山本悦三さん、関澤孝子さんの以上4名、補充員には、佐藤文子さん、猪瀬清徳さん、関 きよ子さん、大口昭衛さんの以上4名を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました土屋幸雄さん、本多英子さん、山本悦三さん、関澤孝子さんの以上4名を、選挙管理委員会委員の当選人として、また補充員については、補充の順序は、これから申し上げる指名の順序とし、佐藤文子さん、猪瀬清徳さん、関 きよ子さん、大口昭衛さんの以上4名を、補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

**議長(小林洋之君)** ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました土屋幸雄さん、本多英子さん、山本悦三さん、関澤孝子さんの以上4名が選挙管理委員会委員に、佐藤文子さん、猪瀬清徳さん、関 きよ子さん、大口昭衛さんの以上4名が補充員に、当選されました。

---

**議長(小林洋之君)** 以上で、予定した議事は全て終了いたしました。

ここで広域連合長から、あいさつがあります。

綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 平成16年度の予算をはじめといたしまして、提出いたしました案件につきまして、全てご審議をいただいた結果、決定お認めをいただきました。大変ありがとうございました。議会の最後の場でございますので、私からもちょっとごあいさつをさせていただこうかと思っております。私は、8年前に中野市長選で市長になりまして、あわせて広域連合の長という立場になったわけですが、多くの議員の皆様をはじめとして事務局、関係の皆さんには大変ご協力いただき、またご指導いただいて任をここまでやってまいりました。私が8年前に立候補する頃は、名前の無いようなたぐさんのグループができて、そういう人たちの母体で結果的には当選をしてしまいました。個人としてもいささか面食らった面もあったわけですが、責任を負われた以上、私なりきの考えで毎日毎日精一杯やっつけていこうというつもりでここまでの8年間やってまいりました。まあただ当選をして以降非常にこの世相が想像もできないように展開をしてきました。そのことは非常に戸惑ったわけですが。例えば知事さんも本当に違った形で知事になられる方が出てこれるとか、総理も小泉さんのような方が総理になるというような問題もそうだと思いますし、また急速に財源の問題が出てきて、地方交付税を細くされるというような危機感ばかりでございます。そこへまた急速に合併をどうかという国からの提案のようなものも出てくるようなことが経験をされたわけでありまして。まあそういった意味では、重要な時期になんで退任するんだというようなことをしばしば言われお叱りをこうむるわけでございます。一部につきましては本当にお詫びを申し上げなければいけないと思います。まあただ現在の状況というのは日本の国も760兆を超えるようないわゆる国の借金というものが、国債ができております。それはもう現実うそでない話でありまして、しかも平均毎月3兆円くらいずつ借金が増えているというのが現状でございます。このまま行ってやっつけられる筈がありっこありません。まあそういうことを考えますとやはり国のほうでは地方の行政の母体を合併の形をとるか、合理化更に進めなければどうしようもないというようなことが大変大きな問題として国でも考えている事はひとちらにもわかってくるわけでございます。また合併等を通して考えられるのは、やはり行政体の合理化と同時に地域においての生活そのもののあり方を単なる高度な経済状態というだけではなく、本当の実態にあった経済状態の中で21世紀型の活性化した経済にならなければならないだろうということやはり明らかにわかるような気がいたします。従って合併と活性化というその2つを抱え込んでいる地方の現状であろうと思います。これに対しまして、本気でこの問題に取り組まないでいた場合には、私はちょっと言い過ぎだとは思いますが、ある時期に国はハイパーインフレを起こすんじゃないかなとすら恐怖感を感じております。あつという間に物価がキューと上がってきまして、そういうことが起きますと、お年よりの皆さんや退職をされた皆様があてにしていた老後のお金も半分の価値になっちゃうとか、国債が半分に落ちちゃうとか、そういうパニック現象が起きるかもしれません。これは恐らく国もよくしていることじゃないかな、いつ頃それがいいのかというような事まで考えているんじゃないかと、これはちょっと私の個人的な意見ですので言い過ぎる点はお詫びいたしますが、まあそういったふうな危機感も感じます。そうすると、そうなったら冗談じゃないんでして、中小企業はばたばたつぶれるし、お年よりも不安、また将来に対する何のもう国に対する信じるものがなくなってしまうわけでありまして、そんな事起こすよりは苦しくてもやはりやっつけられる日本にしなければいけないんじゃないかと、これは地方だけの問題じゃなくてこの船である国全体がそうならないかなければ結局は地方もやっつけなくなるわけでありまして。まあそんなことを考えますと私は、今の時代というのは大変な時代だと、従いまして大変なことは合併そのもではなくて、あり方だと思っております。

地方のひとり一人の住民の皆さんが、やらなければいけないことはやはり真剣に取り組むというそのパワーがどうしても必要だというふうに思っております。恐らくそういうことを考えますと、これも私の意見でございますが、17年の末までのという合併の期限がございますがこれからまた将来10年間の間にはどうかで国が法律をかえてですね、合併した同士がまた合併したらどうかとか、そういう新市と新市がまた合併し、それからまた気持ちのあるところは、残っていた自立型の人もこの際納得するところがあったら更に合併しろというような非常に大きな大合併を行いつつ道州制に近づいていきながら、各地域のコミュニティがもっとしっかりしてくれ、個性を出してくれと、こういうふうな形に変わるんじゃないかなということを考えますと、やっぱり今のことも非常に大事ですが、流れそのものが非常に大事ではないかな、えらいことだと私は思っておりますし、何度も言いますがハイパーインフレを起こして国が自分の借金を、国民から借りている金を半分帳消しするような恐ろしいことにならないためにも、自立した地域ができていかなければいけないのではないかと、こんなことを私は考えております。広域連合もそれを補完する意味で非常に大事な補助機能的な、大事な価値・役割があるのではないかとこのように思います。今すぐに一斉に合併するのが全部良いというわけでもないわけでありまして、それぞれのご事情もあっている摸索されているのが現実の心境だと思います。そういったものを補完していくのがやはり広域連合でしょうから、もっと熱く真剣にやっていく方向に行く必要性が出てくるであろう、こんなことを思っております。私自身はここで退任いたしますが、とんでもないところへ行っちゃう訳でもございません。一市民になるつもりですが、まあいろいろ行政で勉強させていただいたことは、自分でも本当に良い勉強になりました。何とか模範的な市民になりたいと、そして行政のやっていく方向にも大いに一層力を尽くしてご協力していきたい、これが地域住民の一人としての責任だと私はまあそんなふうに考えておりますので、どうかまた今後ともよろしくご指導のほどをよろしくお願いをしたいと思います。大変永い間ご協力ありがとうございました。

(拍手)

議長(小林洋之君) ご苦労様でした。

---

## 5 閉 会

議長(小林洋之君) 以上をもちまして、平成16年第1回北信広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会)

(午後 2時 9分)

---

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成16年5月31日

北 信 広 域 連 合 議 会

議 長            小 林 洋 之

署名議員        大 塚 武 志

署名議員        青 木 豊 一